

令和4年度 第1回

さいたま市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

次 第

日 時：令和4年5月23日（月）

午後1時30分～3時00分

場 所：ときわ会館5階大ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 審議事項

・さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）

素案たたき台について 資料1 資料2

4 そ の 他

5 閉 会

さいたま市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会 委員名簿

項番	団体名	氏名
1	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会	井 原 弘 美
2	特定非営利活動法人ケアハンズ	大 麻 み ゆ き
3	さいたま市中学校長会	岡 村 洋 彦
4	さいたま市歯科医師会	岡 村 正 美
5	日本虐待防止研究・研修センター	梶 川 義 人
6	さいたま市障害者協議会	加 藤 シ ゲ ヨ
7	市民公募委員	栗 原 保
8	市民公募委員	鈴 木 英 善
9	さいたま市自治会連合会	田 中 孝 之
10	さいたま市人権擁護委員協議会	古 舘 幸 子
11	さいたま市社会福祉協議会	山 崎 秀 雄
12	埼玉大学 教育学部	山 中 冴 子

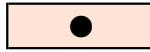
(50音順・敬称略)

令和4年度第1回 さいたま市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 席次表

日時：令和4年5月23日（月）午後1時30分～

場所：ときわ会館 5階 大ホール

梶川 会長



井原 委員



大麻 委員

岡村 正美委員



加藤 委員

栗原 委員



鈴木 委員

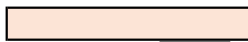


田中 委員

古舘 委員

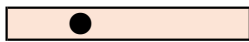


山崎 委員



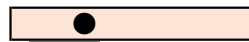
健康増進課長

生活福祉課長



福祉部長

福祉総務課長



福祉総務課

福祉総務課



入口



障害支援課長

障害政策課長



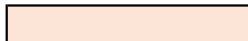
いきいき長寿
推進課長

高齢福祉課長



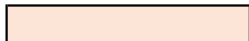
青少年育成課長

子育て支援政策
課長



市社会福祉協議会
地域福祉課

市社会福祉協議会
地域福祉課長



子ども家庭支援課
長

総合教育相談室

傍聴人席

さいたま市第 3 期保健福祉総合計画 [地域福祉計画]

(案)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の進行管理と評価.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く環境の変化と課題	5
1 地域福祉を取り巻く社会状況・国の動向.....	5
2 さいたま市の現状.....	10
3 地域福祉に関する意識調査の結果.....	21
4 第2期計画の振り返り.....	24
5 課題の整理と今後の方向性.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	32
1 基本理念.....	32
2 基本目標.....	32
3 施策体系.....	33
4 さいたま市の地域福祉の基本的な考え方.....	34
5 地域福祉推進のための仕組み.....	35
第4章 施策の展開	40
基本目標1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり.....	40
（1）地域づくりに向けた意識啓発の推進.....	40
（2）地域づくりに向けた人材・担い手育成の推進.....	41
（3）地域づくりに向けた支え合う仕組みの推進.....	45
基本目標2 市民の暮らしを支える支援体制づくり.....	49
（1）支援につながる体制の整備.....	49
（2）包括的な相談支援体制の整備.....	52
（3）権利擁護の推進.....	56
（4）ケアラー・ヤングケアラー支援の推進.....	58
基本目標3 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり.....	64
（1）誰もが暮らしやすい環境づくりの推進.....	64
（2）自主的な地域防災・防犯活動の推進.....	66
成果指標.....	68

第5章 生活困窮者自立支援について.....	70
1 生活困窮者自立支援に関する背景.....	70
2 本市の現状.....	71
3 基本的な考え方.....	72
4 主な取組内容.....	73



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

さいたま市では、市民一人ひとりが、生活の場である「地域」において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が協働して、支え合い、尊重し合うコミュニティを築き、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスを総合的に展開することにより、健康で、誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指してきました。

一方で、近年、人口減少の本格化や少子高齢化の進行等により、家庭・地域・職場といった共同体機能が低下するとともに、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、ひとり暮らし高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立等の社会的孤立、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、ヤングケアラー等の介護者支援の問題など複合化・複雑化した課題が顕在化しています。

このような中、国においては、平成28（2016）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしました。

平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められました。

さらに、令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

このような背景のもと、令和4（2022）年度を目標年度とする「さいたま市第2期保健福祉総合計画[地域福祉計画]」（以下「第2期計画」という。）の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、「さいたま市第3期保健福祉総合計画[地域福祉計画]」（以下「第3期計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 関係法令による位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として策定しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援制度を計画的に推進するために「生活困窮者自立支援方策」を盛り込むとともに、さいたま市ホームレス自立支援実施方針を包含する計画としての位置づけも有します。

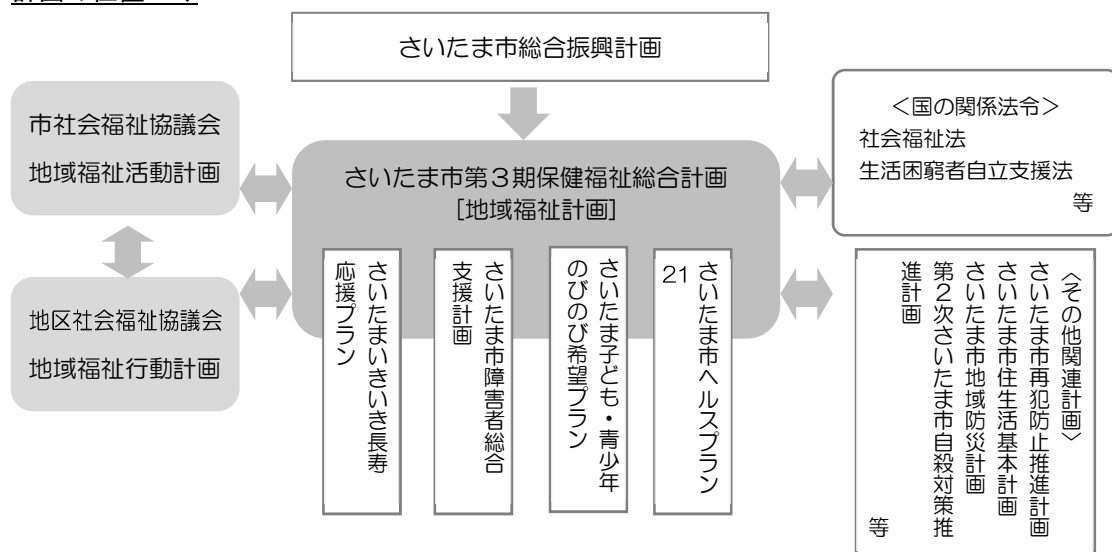
(2) 本市の計画との関係

本計画は、上位計画である「さいたま市総合振興計画」のもと、地域福祉分野の推進を中心としながら、部門別計画である「さいたまいきいき長寿応援プラン」「さいたま市障害者総合支援計画」「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」「さいたま市ヘルスプラン21」やその他関連計画等との整合や連携を図った計画として策定しています。

(3) 社会福祉協議会の計画との関係

市社会福祉協議会では、地域福祉の充実を目指すために、地域における住民などの自主的、主体的な福祉活動をどのように進めていくか具体的に定めた地域福祉活動計画を策定しています。また、地区社会福祉協議会では、地域のニーズに応じた地域福祉行動計画を策定しています。本計画とこれらの計画はともに地域福祉の充実を目指すという共通した目的をもって策定されていることから整合や連携を図った計画として策定しています。

計画の位置づけ



3 計画期間

計画期間については、部門別計画との連動性を考慮し、中長期的な視点から施策・事業に取り組むものとし、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までの7年間とします。なお、中間年度を目安として検証を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

計画期間

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	
さいたま市総合振興計画 基本計画										
さいたま市総合振興計画 実施計画					さいたま市総合振興計画 実施計画					
第2期 計画		さいたま市第3期保健福祉総合計画[地域福祉計画]								
					検証期					
いきいき長寿応援 プラン2023			いきいき長寿応援 プラン2026			いきいき長寿応援 プラン2029				
障害者総合支援計画 (2021～2023)			障害者総合支援計画 (2024～2026)			障害者総合支援計画 (2027～2029)				
第2期子ども・青少年 のびのび希望プラン				第3期子ども・青少年 のびのび希望プラン						
ヘルスプラン21 (第2次)			ヘルスプラン21 (第3次)							

※点線部は見込みを記載しております。

4 計画の進行管理と評価

本計画は、毎年度、PDCA サイクル（Plan 計画→Do 実行→Check 点検・評価→Action 見直し・改善）に基づいて進行管理を行います。

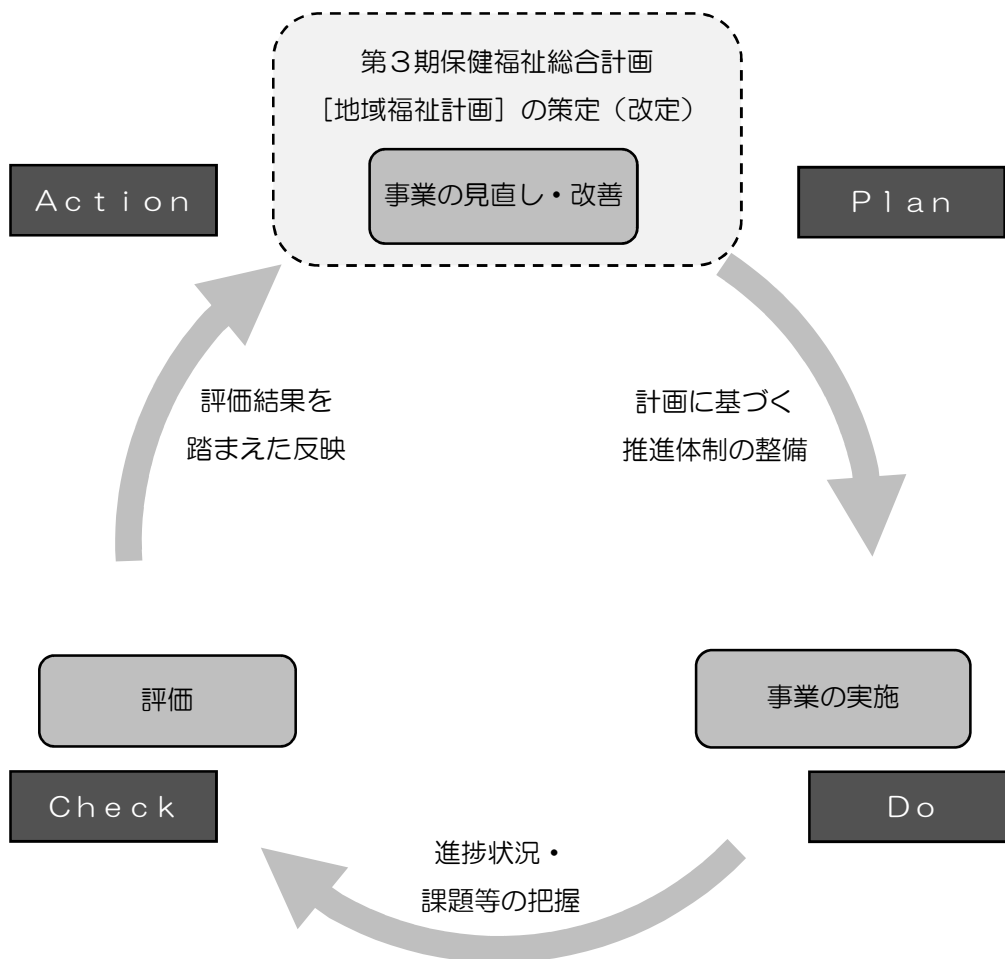
PDCA サイクルにおける Check（点検・評価）においては、事業の内部評価（市組織内で実施する自己評価）及び、有識者や市民による外部評価（さいたま市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会による評価）を行い、進捗状況の検証や必要な課題の把握分析をします。

Action（見直し・改善）においては、Check（点検・評価）を踏まえて、必要に応じて事業の見直し・改善を行い、結果を次年度に反映させていきます。

また、本計画の全体の実施状況を確認するため、基本施策ごとに成果指標を設定します。

これらの内容は、さいたま市ホームページ等を通じて、市民に情報提供してまいります。

PDCAサイクルのイメージ





第2章 地域福祉を取り巻く環境の変化と課題

1 地域福祉を取り巻く社会状況・国の動向

(1) 社会状況の変化

我が国の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきました。

これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、他の先進諸国に比べても早い段階で、国民皆保険・皆年金体制を確立しました。社会保険のみならず社会福祉の分野でも、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されてきました。

一方で、近年、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化がみられます。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えますが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援においては対応が難しくなっております。

我が国の人口は、近年減少局面を迎えており、令和2（2020）年の日本の総人口は同年の国勢調査によれば1億2,615万人でしたが、平成29（2017）年7月に公表された「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。））出生中位推計の結果によると、総人口は令和35（2053）年には1億人を割って9,924万人、令和47（2065）年には8,808万人になるものとされています。

また、高齢者の人口は、同様の調査結果でみると、令和2（2020）年の3,603万人（総人口比約28.6%）から、令和7（2025）年に3,677万人（総人口比約30.0%）に増大すると予測されており、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎えた後減少傾向に転じ、令和47（2065）年には3,381万人（総人口比約38.4%）になるものと推計されています。人口減少の本格化と少子高齢化の進行等は、家庭・地域・職場といった人々の生活領域における共同体機能の低下につながっています。

このような個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化や共同体機能の低下の結果、地域共生の基盤を強め発展させていくことが課題となっています。課題の解決に向けては、地域共生の基盤の再構築を目指し、国と自治体、地域コミュニティやNPOなど多様な主体が一層緊密に力を合わせていくことが必要です。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

「団塊の世代」がすべて75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進しています。

令和7（2025）年が近づく中、更にその先を展望すると、いわゆる「団塊ジュニア」世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、総人口・生産年齢人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加する見通しです。

こうした状況の中、令和元（2019）年12月27日には、社会保障審議会介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」がとりまとめられました。この中では、地域共生社会の実現と令和22（2040）年への備えとして、介護保険制度の整備や取組の強化を進めることが必要とされており、地域包括ケアシステムの推進、介護保険制度の見直し、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備をあわせて一体的に取り組み、地域共生社会の実現や介護サービス需要の更なる増加・多様化と現役世代（担い手）減少への対応を、目指すべき方向として取り組んでいくことが求められています。

(3) 生活困窮者自立支援法の施行

我が国では、平成2（1990）年代のバブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて平成20（2008）年に発生した、世界金融危機（リーマンショック）の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家庭・地域・職場におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした状況の中、生活困窮者の自立を促進するには、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることが必要とされ、平成25（2013）年12月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成27（2015）年4月から施行されています。

(4) ニッポン一億総活躍プランの閣議決定

我が国の少子高齢化という構造的な問題に真正面から挑み、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である「一億総活躍社会」の実現に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28（2016）年6月2日に閣議決定されました。

「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。」とされています。

このことを受け、厚生労働省では「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29（2017）年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表し、その具体化に向けた改革を進めています。

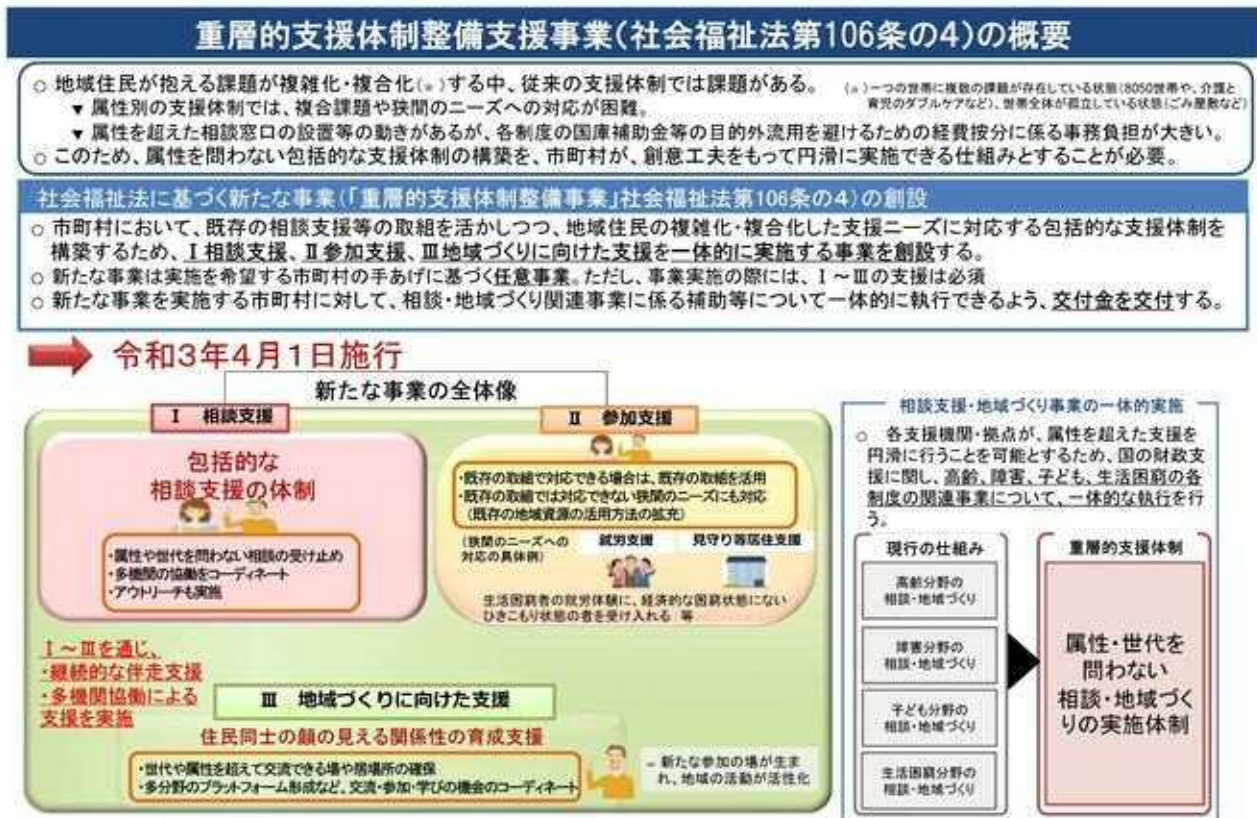
(5) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、社会福祉法の改正が平成30（2018）年と令和3（2021）年に施行されました。

平成30（2018）年4月の改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記されました。また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和3（2021）年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

【参考】重層的支援体制整備事業（出典：厚生労働省資料より抜粋）



(6) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響下においては、外出の機会や地域での活動の急激な減少等、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まるなど、今まで当たり前に行われていた、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために厚生労働省から示された「新しい生活様式」では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを基本として人との接触を減らす取組が提唱されています。

こうした新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止と地域活動の両立を図りながら、事態の推移に即した柔軟かつ的確な事業展開を進めていく必要があります。

(7) SDGsへの対応

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」を理念として、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、本計画はこのSDGsの視点を取り入れます。



2 さいたま市の現状

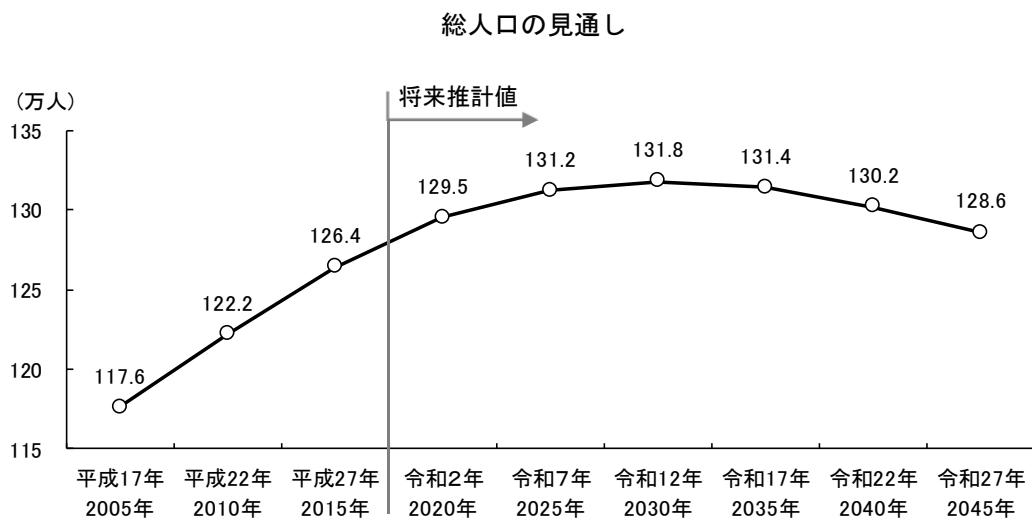
「2 さいたま市の現状」は統計の年度や数値を確認し、第2回地域福祉専門分科会で予定しております素案審議までに更新させていただきます。

(1) 人口等の現状分析

① 総人口の見通し

我が国の総人口は、平成20（2008）年頃をピークに持続的な減少局面に入り、令和元（2019）年の出生数は、明治32（1899）年の統計開始以来最低となる86万4千人を記録しました。

本市の総人口は、社人研が、平成27（2015）年国勢調査の人口等を基に推計した値によると、平成27（2015）年の126.4万人から令和12（2030）年頃の131.8万人をピークに、その後減少に転じ、令和27（2045）年には128.6万人まで減少する見通しです。



資料：平成27（2015）年までは、「国勢調査※」（総務省）

令和2（2020）年以降は、社人研から発表された推計値

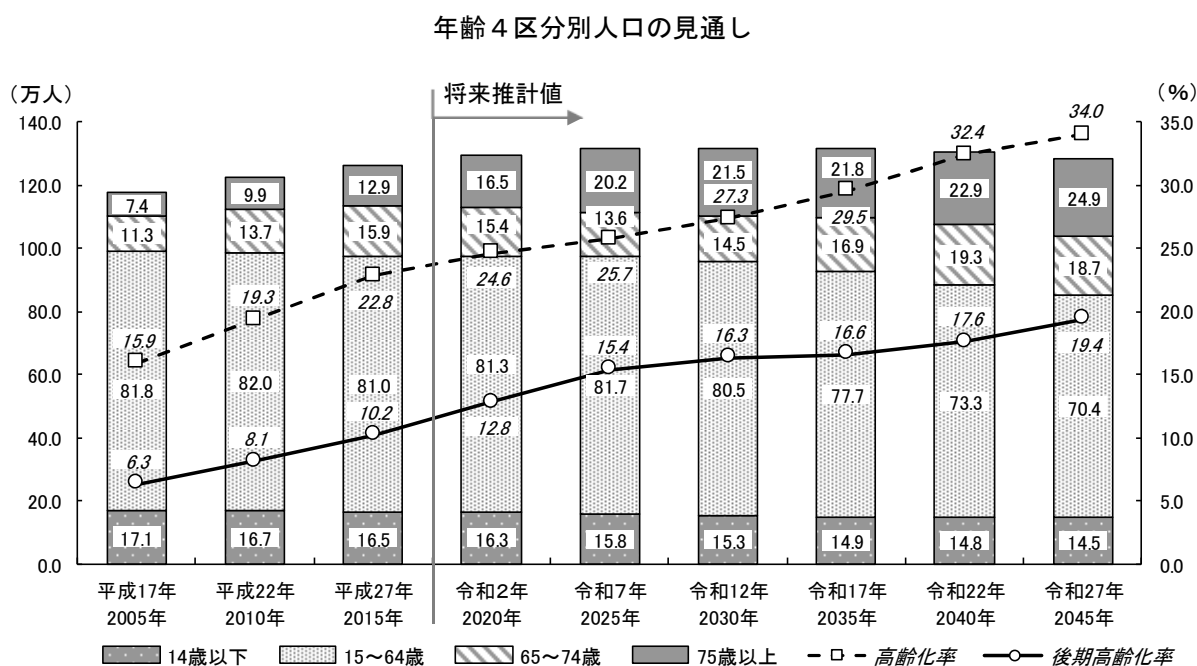
※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

② 年齢4区分別人口の見通し（人口構成）

本市は、既に、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占める超高齢社会を迎えています。老年人口（65歳以上）は今後も増え続け、高齢化率は平成27（2015）年の22.8%から、令和12（2030）年には27.3%に増加し、令和27（2045）年には34.0%となり、3人に1人が65歳以上となる見通しです。

特に75歳以上の人口増加が顕著であり、平成27（2015）年の12.9万人から、令和12（2030）年頃には約1.7倍の21.5万人まで増加する見通しとなっています。

一方、生産年齢人口（15～64歳）は、平成27（2015）年の81.0万人から、令和27（2045）年に約87%の70.4万人まで減少し、年少人口（0～14歳）は、平成27（2015）年の16.5万人から、令和27（2045）年に約88%の14.5万人まで減少する見通しです。



資料：平成27（2015）年までは、「国勢調査※」（総務省）

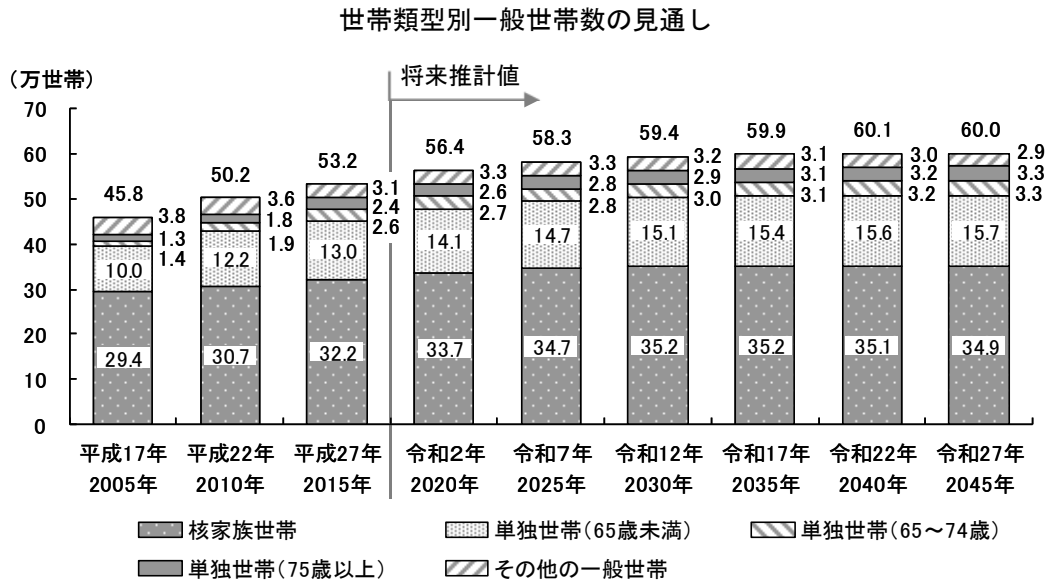
令和2（2020）年以降は、社人研から発表された推計値

※あくまでも過去の状況から推計されたものであり、今後の都市開発等の政策的要因を加味したものではありません。

③ 世帯類型別一般世帯数の見通し（世帯構成）

単独世帯が、平成27（2015）年の17.9万世帯から、令和27（2045）年には約1.2倍の22.3万世帯まで増加する見通しです。

老年人口の増加に伴い、高齢単身世帯も増加し、平成27（2015）年の4.9万世帯から、令和27（2045）年には約1.3倍の6.6万世帯まで増加する見通しです。



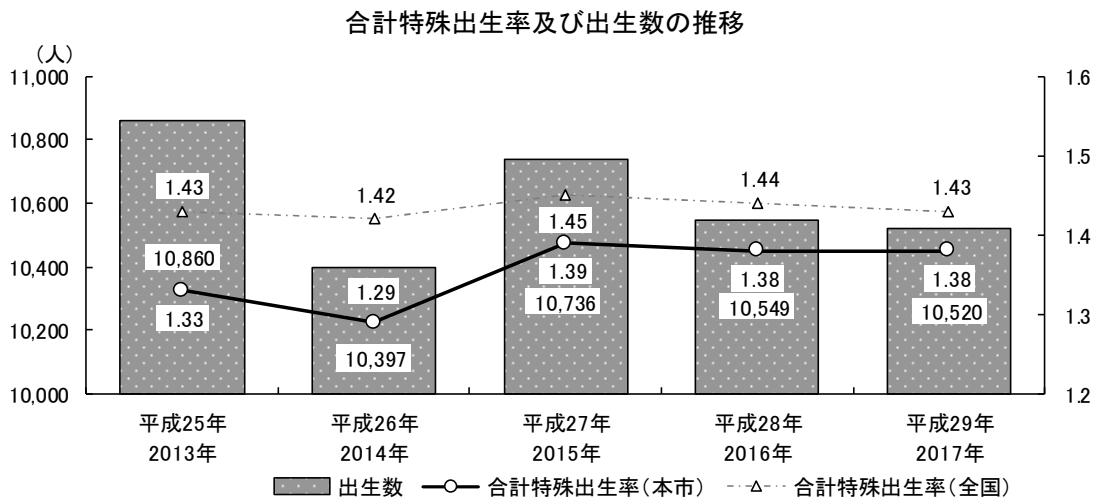
資料：平成27（2015）年までは、「国勢調査※」（総務省）

令和2（2020）年以降は、本市による推計値

※端数処理の関係で内訳の合計が総数と一致しない場合があります。

④ 合計特殊出生率及び出生数の推移

合計特殊出生率については、平成27（2015）年以降、1.3後半を維持していますが、いずれの年においても、全国平均より低く推移しています。



資料：「さいたま市保健統計」

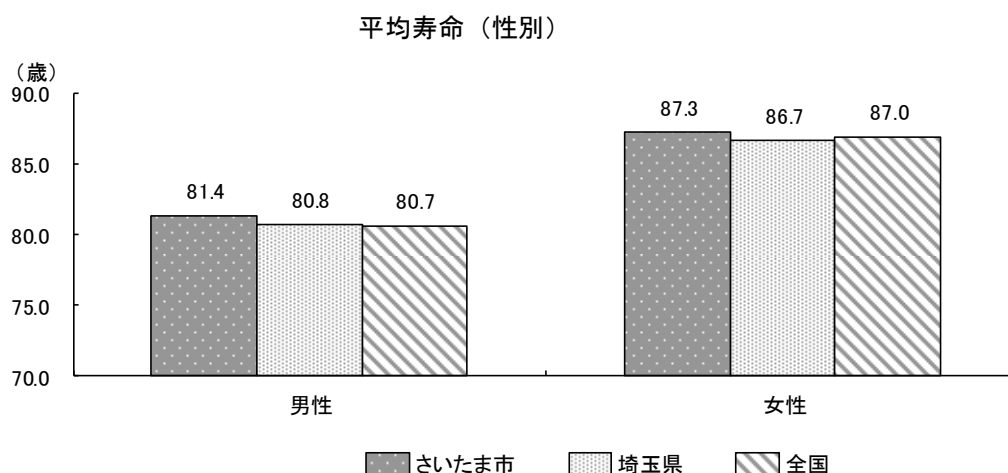
備考：※合計特殊出生率の算出に用いた人口について

平成27（2015）年以降は、各年10月1日現在の日本人口、平成26（2014）年以前は、各年10月1日現在の総人口を用いて計算（いずれも総務省統計局）

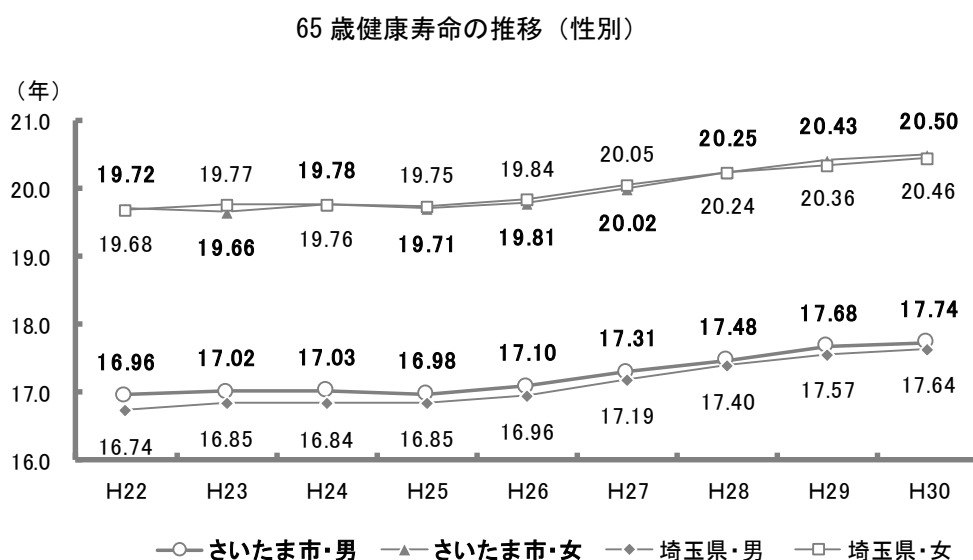
⑤ 平均寿命と健康寿命の推移

本市の平均寿命（0歳の平均余命）をみると、平成27（2015）年で男性が81.4歳、女性は87.3歳となっています。男女とも全国、埼玉県と比べて高くなっています。

また、本市の65歳健康寿命（65歳に達した人が要介護度2以上になるまでの健康で自立した生活を送る期間）の推移をみると、男女ともに増加傾向にあり、平成30（2018）年で男性が17.74年、女性が20.50年となっており、男女ともに埼玉県平均を上回っています。



資料：市町村生命表（平成27（2015）年）



資料：埼玉県衛生研究所算出（平成27（2015）年）

(2) 高齢者の現状

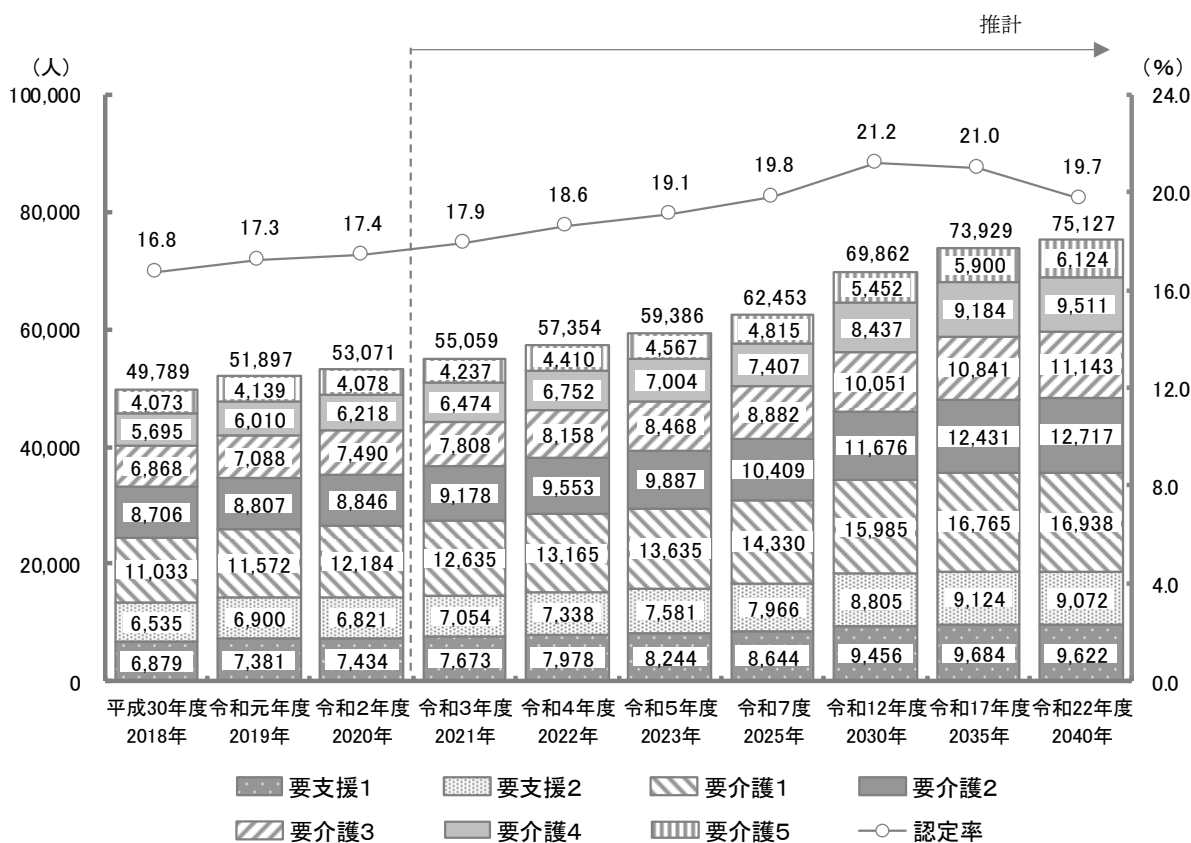
① 要支援・要介護認定者数と認定率の見通し

本市の第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数と認定率（第1号被保険者数に占める第1号被保険者である認定者数の割合）は増加しており、令和2（2020）年9月末時点でそれぞれ53,071人、17.4%となっています。

要支援1・2及び要介護1～5の認定区分別の構成比の推移をみると、令和2（2020）年9月末時点でそれぞれ、26.9%、73.1%となっています。

認定者数は増加し続けますが、令和17（2035）年度以降、「団塊の世代」が徐々に減少する一方、「団塊ジュニア」世代が比較的認定率の低い傾向にある前期高齢者となることで、認定率は減少する見通しです。

さいたま市の認定者数と認定率の動向（第1号被保険者（65歳以上））



第1号被保険者の認定者構成比

(単位：%)

	平成30年度 2018年	令和元年度 2019年	令和2年度 2020年	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	令和7年度 2025年	令和12年度 2030年	令和17年度 2035年	令和22年度 2040年
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
要支援1・2	26.9	27.5	26.9	26.7	26.7	26.6	26.7	26.1	25.4	24.9
要支援1	13.8	14.2	14.0	13.9	13.9	13.8	13.9	13.5	13.1	12.8
要支援2	13.1	13.3	12.9	12.8	12.8	12.8	12.8	12.6	12.3	12.1
要介護1～5	73.1	72.5	73.1	73.3	73.3	73.4	73.4	73.9	74.6	75.1
要介護1	22.2	22.3	23.0	22.9	23.0	23.0	22.9	22.9	22.7	22.5
要介護2	17.5	17.0	16.7	16.7	16.7	16.6	16.7	16.7	16.8	16.9
要介護3	13.8	13.7	14.1	14.2	14.2	14.3	14.2	14.4	14.7	14.8
要介護4	11.4	11.6	11.7	11.8	11.8	11.8	11.9	12.1	12.4	12.7
要介護5	8.2	8.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	8.0	8.2

資料：令和2年度の値は、介護保険事業状況報告（令和2年9月末時点）及びさいたま市ホームページ（令和2年10月1日時点）。

※認定者数の令和3年度から22年度までの将来推計値は、平成30年から令和2年の9月末時点までの認定者数を基にした、要介護度別・性別・年齢構成区分別の出現率法による算出結果によります。

※第1号被保険者数の令和3年度から22年度までの値は、保険料推計のため直近の人口を反映することで、より実態に近い数値とするため、平成22～令和2年までの住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による独自推計値を用いています。

※項目ごとに四捨五入をしているため、項目の計と合計が一致しないことがあります。

※本推計は自然体推計であり、平成29年度から始めた介護予防等の取組による影響は見込んでいませんが、今後、認定率の変化等を見ながらより効果的な取組の実施に努めます。

② 単身高齢者世帯数及び高齢者のみ世帯数の推移

本市の高齢者のいる一般世帯は、平成12（2000）年の102,388世帯から令和2（2020）年の195,431世帯へと、この20年間で約1.9倍に増加しています。

特に、単身高齢者世帯は、同期間に18,572世帯から55,934世帯へと増加しており、この20年間で約3.0倍に増加し、全国の約2.2倍よりも急激に増加しています。

		高齢者のいる一般世帯数、割合		65歳以上の単身高齢者世帯数、割合		高齢夫婦のみ世帯数、割合 ※夫65歳以上、妻60歳以上		総世帯数
さいたま市 (世帯)	平成12年 2000年	102,388	(24.1%)	18,572	(4.4%)	27,300	(6.4%)	425,037
	平成17年 2005年	127,945	(27.8%)	26,661	(5.8%)	36,253	(7.9%)	460,457
	平成22年 2010年	155,597	(30.9%)	37,084	(7.4%)	45,582	(9.1%)	503,126
	平成27年 2015年	184,402	(34.6%)	49,225	(9.2%)	54,648	(10.2%)	533,209
	令和2年 2020年	195,431	(33.6%)	55,934	(9.6%)	59,544	(10.2%)	582,475
埼玉県 (世帯)	平成12年 2000年	620,105	(25.0%)	97,324	(3.9%)	145,458	(5.9%)	2,482,374
	平成17年 2005年	788,411	(29.8%)	143,923	(5.4%)	209,242	(7.9%)	2,650,115
	平成22年 2010年	973,264	(34.3%)	204,212	(7.2%)	277,297	(9.8%)	2,841,595
	平成27年 2015年	1,160,223	(39.0%)	275,777	(9.3%)	343,334	(11.6%)	2,971,659
	令和2年 2020年	1,240,902	(39.2%)	332,963	(10.5%)	376,464	(11.9%)	3,162,743
全国 (千世帯)	平成12年 2000年	15,045	(32.0%)	3,032	(6.4%)	3,661	(7.8%)	47,063
	平成17年 2005年	17,204	(34.7%)	3,865	(7.8%)	4,487	(9.1%)	49,566
	平成22年 2010年	19,338	(37.2%)	4,791	(9.2%)	5,251	(10.1%)	51,951
	平成27年 2015年	21,713	(40.6%)	5,928	(11.1%)	6,079	(11.4%)	53,449
	令和2年 2020年	22,655	(40.6%)	6,717	(12.0%)	6,534	(11.7%)	55,830

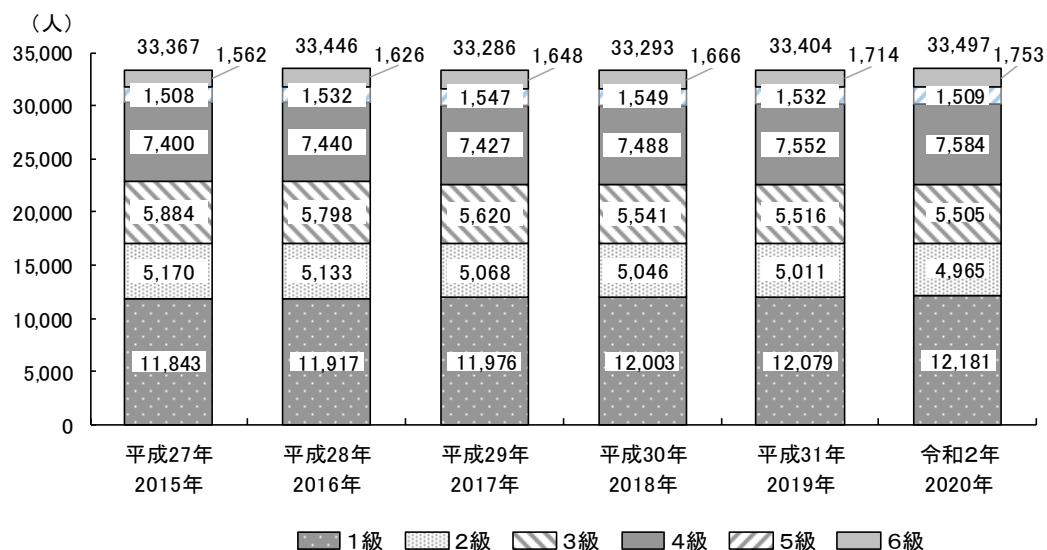
資料：国勢調査（総務省）

(4) 障害者（児）の現状

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和2（2020）年は33,497人となっています。等級別の構成割合は1級が36.4%、2級が14.8%で、合わせると51.2%と半数を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



障害区分別身体障害者手帳所持者の内訳（各年4月1日現在）

単位：人

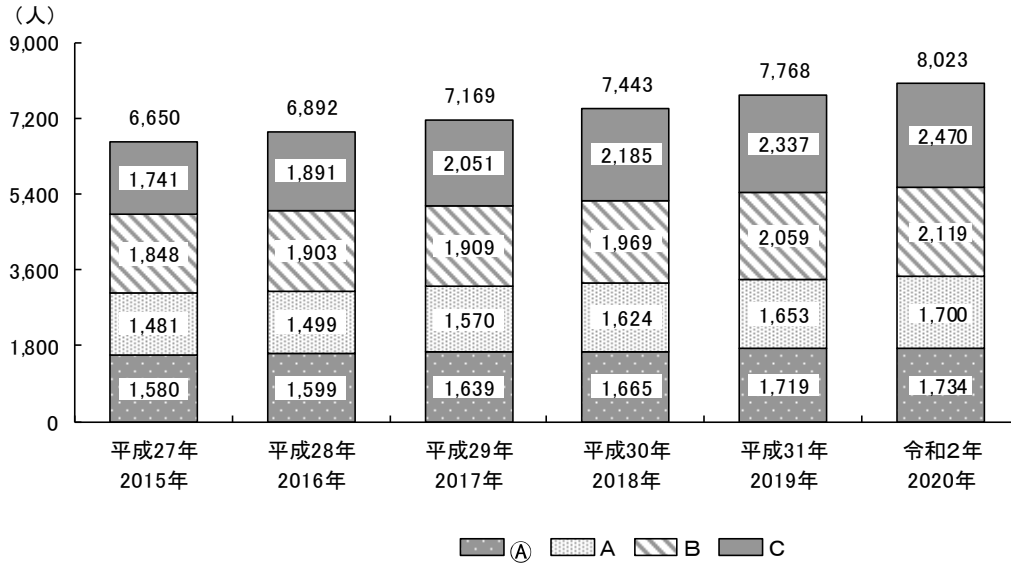
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障害	2,256	2,242	2,232	2,232	2,238	2,253
聴覚・平衡機能障害	2,640	2,683	2,713	2,764	2,835	2,906
音声・言語・そしゃく機能障害	540	555	534	537	553	554
肢体不自由	18,019	17,818	17,417	17,106	16,823	16,489
内部障害	9,912	10,148	10,390	10,654	10,955	11,295
合計	33,367	33,446	33,286	33,293	33,404	33,497

資料：さいたま市障害者総合支援計画

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和2（2020）年は8,023人で、平成27（2015）年の6,650人から1,373人の増加となっています。等級別の構成割合は軽度層のCが30.8%で、平成27（2015）年の26.2%から4.6ポイント増加しています。

判定別療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

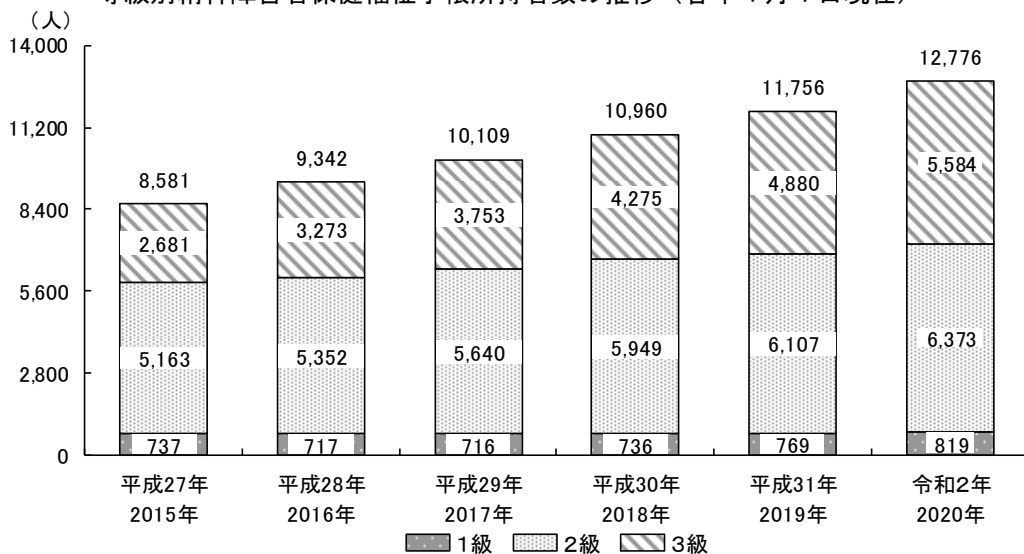


資料：さいたま市障害者総合支援計画

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和2（2020）年は12,776人で、平成27（2015）年の8,581人から4,195人増加しています。等級別の構成割合は3級が43.7%で、平成27（2015）年の31.2%から12.5ポイント増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）

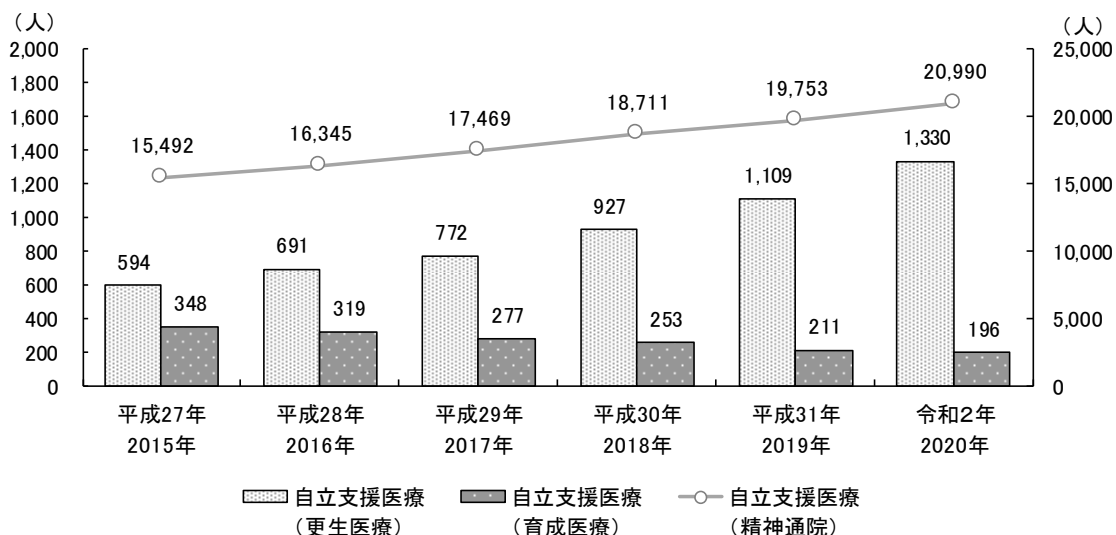


資料：さいたま市障害者総合支援計画

④ 自立支援医療利用者数の推移

自立支援医療（精神通院）利用者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年は20,990人となっています。また、自立支援医療（更生医療）利用者数は1,330人、自立支援医療（育成医療）利用者数は196人となっています。

自立支援医療利用者数の推移（各年4月1日現在）



自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
自立支援医療（更生医療）	594	691	772	927	1,109	1,330
自立支援医療（育成医療）	348	319	277	253	211	196
自立支援医療（精神通院）	15,492	16,345	17,469	18,711	19,753	20,990

資料：さいたま市障害者総合支援計画

(5) 生活保護の現状

① 生活保護世帯数の推移

平成29年度から令和3年度までの生活保護世帯数の推移を分析すると被保護世帯数は微増となっており、被保護人員数は微減となっています。さいたま市全体の人口増により、保護率も年々低下しています。

特徴としては、高齢者世帯・障害者世帯・傷病者世帯は増加傾向にあり、母子世帯・その他世帯は減少傾向にあります。

生活保護世帯の状況

		単位	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	全国 令和 3年度	
停止含む	保護世帯※	世帯	15,345	15,308	15,448	15,544	15,601		
	伸び率 (対前年比)	%	99.4	99.8	100.9	100.6	100.4		
	保護人員※	人	20,060	19,753	19,723	19,622	19,395		
	保護率	%	1.56	1.52	1.50	1.49	1.46		
世帯類型 (保護停止中は含まず)	高齢世帯	世帯	7,521	7,735	7,907	8,000	8,067		
	母子世帯	世帯	816	742	693	638	589		
	障害世帯	世帯	1,672	1,748	1,792	1,830	1,929		
	傷病世帯	世帯	1,948	1,961	1,997	2,032	2,098		
	その他世帯	世帯	3,297	3,065	3,003	2,984	2,870		
	計	世帯	15,254	15,251	15,392	15,484	15,553		
	比率※	高齢比	%	49.3	50.7	51.4	51.7	51.9	
		母子比	%	5.3	4.9	4.5	4.1	3.8	
		障害比	%	11.0	11.5	11.6	11.8	12.4	
		傷病比	%	12.8	12.9	13.0	13.1	13.5	
その他比		%	21.6	20.1	19.5	19.3	18.5		

資料：保健福祉局福祉部生活福祉課

※生活保護世帯の状況については、3月分被保護者調査の数値

※保護世帯、保護人員については、保護停止中を含む

※比率については、小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある

3 地域福祉に関する意識調査の結果

(1) 調査の概要

本計画の見直しにあたり、「地域福祉」に対する考え方や意見を伺い、計画策定の資料とすることを目的に意識調査を実施しました。

① 地域福祉に関する市民意識調査

- ア 調査対象 さいたま市在住の18歳以上の市民 7,000 人を無作為抽出
- イ 調査期間 令和3（2021）年10月7日～令和3（2021）年10月25日
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 回収状況 有効回答数 2,780 通、有効回収率 39.7%

② 地域福祉に関する地域福祉団体意識調査

- ア 調査対象 市内の地域福祉団体 264 団体
(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、社会福祉法人)
- イ 調査期間 令和3（2021）年10月7日～令和3（2021）年10月25日
- ウ 調査方法 郵送による配布・回収
- エ 回収状況 有効回答数 222 通、有効回収率 84.0%

(2) 調査結果から見る地域福祉の状況

① 地域の関わりに対する意識

市民の近所とのつき合いの程度について、あいさつをする程度の付き合いの人が66.8%と最も多く、付き合いがほとんどない人も13.6%となっており、いずれの割合も平成23年度と比較すると増加しています。また、自治会・町内会活動などの地域活動へ参加している人は26.9%となっており、平成23年度と比較すると減少しています。調査結果から、地域のつながりが希薄化している傾向があり、特に若い世代ほど、その傾向は顕著となっています。

そのため、地域でのつながりをつくる上で、住民一人ひとりが地域での交流の場に参加し、居場所を見つけるための環境整備の検討が必要です。

② 地域福祉に対する考えについて

隣近所に介護や子育て等で困っている方がいた場合、できる範囲で支援したいという意見もあります。また、団体からは、市の取り組むべき施策として、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」の割合が高くなっています。今後も、高齢者や障害のある人、子

育て世代等の多様な人たちが、交流し、活動ができる住民主体の場づくりや交流の機会を通じて、市民相互の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。

市民からは福祉に関する情報提供や意識啓発が求められており、今後も、啓発活動の推進や福祉教育や交流活動の活性化により、福祉に対する意識の高揚を図っていくことが必要です。

③ ボランティア活動に対する状況

自分にあった時間や内容の活動等があれば、ボランティア活動したいと考えている市民が33.5%となっています。また、隣近所に介護や子育て等で困っている方がいた場合、できる範囲で支援したいという市民もおり、何らかの機会や場があれば、地域の支え合いや支え合い活動への参加意向のある市民がいることがうかがえます。そのため、ボランティア活動したいと考えている市民へのきっかけとなる情報発信や参加機会・場の充実、活動しやすい環境整備の検討が必要です。

④ 困りごとの相談に対する意識

市民の日常生活の不安や悩みとして、健康に対する意見が多く、次いで、自分や家族の老後のことや経済的な問題が挙がっており、家族や友人以外の相談先としては市の窓口、医療機関等が多くなっています。一方、どこに相談してよいかわからない人もいます。現在の相談支援体制に不足していることとして、「気軽に相談できる場所がない」が50.5%と最も高く、次いで「どこに相談したらよいかわからない」が43.7%となっており、身近な相談の場や専門的な相談の場などの周知が十分でない状況がうかがえます。また、分野を問わない包括的な相談窓口の充実も求められています。

⑤ 福祉サービスに対する意識

利用者が自分に最適のサービスを安心して利用するための支援について、「福祉サービスに関する情報の提供を充実させる」が53.5%と最も高く、次いで「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が33.7%となっており、利用者の立場に立った情報提供や相談支援等の充実が望まれています。今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。

⑥ 今後の地域福祉のあり方について

市民の地域への主体的な参加を促していくためには福祉に関する情報提供や意識啓発、学校や地域での福祉教育の充実が求められており、情報提供にあたっては分かりやすく、多様な情報提供が望まれています。

⑦ 地域福祉団体の日ごろの活動・業務について

活動団体メンバーの高齢化や人材不足が課題となっています。また、行政に求める支援として、活動・業務の担い手となる人材の育成が挙がっており、各種団体等への支援のため、地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援が必要です。

⑧ 地域の生活課題について

大地震などの災害に備えて、地域で必要な備えとして、「高齢者や障害者などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」や「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が上位にあがっています。そのため、高齢者や障害のある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実が必要です。

4 第2期計画の振り返り

第2期計画では、市民一人ひとりが、生活の場である「地域」において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が協働して、支え合い、尊重し合うコミュニティを築き、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスを総合的に展開することにより、健康で、誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現に向け、4つの基本目標を設定し、16の基本施策を着実に進めてきました。

以下に、第2期計画の基本目標・基本施策の第2次検証期時点の取り組み状況と課題について記載します。

基本目標 1 市民が主体となった健康福祉のまちづくり

① 健康福祉文化の創造と推進

市民が健康で、安心して地域生活を送ることができるよう、健康増進ガイドブック等健康づくりに関するパンフレットなどの作成・配布や社会福祉大会の開催、男女共同参画意識の啓発や企業への意識啓発に向けた講座・講演会の開催等に取り組んできました。

今後も、社会情勢に応じたテーマでの地域の福祉課題等に関する講演会や啓発活動の推進、ICTの活用等も含め、様々な世代に対して、ライフスタイルに合わせた効果的な情報提供や学習機会の設定を工夫する必要があります。

② 地域における健康福祉活動推進のための環境づくり

地域の社会資源である民生委員児童委員、食生活改善推進員や自治会、子ども会、老人クラブ、社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどが、それぞれの役割・機能を生かしつつ連携を図れるよう、地区社会福祉協議会への支援、地域福祉コーディネーターの配置及びスキルアップ、保育所併設型子育て支援センターの運営等に取り組んできました。

今後は、地域における更なる健康福祉活動推進に向けた、各種関係機関や関係団体が連携を図れる仕組みづくりや体制づくりが必要です。

③ 地域における健康福祉活動を担う人材の育成及び団体への支援

地域における健康福祉活動の充実のため、民生委員児童委員の育成や地域運動支援員の養成を促進するとともに、市民の福祉活動参加を促す研修会や講座の充実に努めたほか、市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター、地域福祉情報・研修センターが行う、地域福祉活動に取り組んでいる市民を対象とする研修や講座の開催、さいたま市に必要な福祉人材の発掘や育成等について支援を行い、市民のボランティア・地域福祉活

動の一層の活性化を図りました。また、ボランティア活動などへの参加者層を拡大するための仕組みづくり、活動の継続性の確保や活動内容の充実を図るため、ボランティア・NPO団体の活動の支援に取り組んでいます。

今後は、更なる住民の地域福祉活動への意識向上と参加の促進に向けた、福祉情報提供の充実とあわせて、活動者の高齢化に応じた新たな担い手の育成・確保が必要です。また、複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、福祉専門職の更なる資質向上とともに、ボランティア活動者と福祉専門職との連携が必要です。

④ 地域の支え合いネットワークの構築

自治会活動や市民の自主的なコミュニティ活動への支援、地域の見守り活動や支援活動などの充実、地域包括支援センターを核とした高齢者地域ケア・ネットワークの構築など、地域を元気にし、支え合えるネットワークの構築を進めてきました。

今後も、様々な地域活動団体が地域課題を把握・情報共有し、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

⑤ 社会参加と交流の促進

地域住民が地域の問題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、高齢者や障害者、孤立しやすい住民、地域とのつながりが希薄な住民も地域社会との接点を築くことができるような、イベントや健康づくり、生涯学習活動などへの参加促進、住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりに取り組んできました。

今後も、サロン活動等の身近な地域で気軽に顔を出せる機会や場を確保するための支援を継続して行う必要があります。また、地域住民へ地域に交流ができる場があることを、きめ細やかに周知していくことが必要です。

基本目標 2 市民の権利擁護と情報共有、相談体制の充実

① 人権意識の啓発及び福祉教育の推進

地域福祉の基本である人権意識を高めるため、人権・同和問題の理解を図る講座の開催、子どもの頃からの福祉教育による、人権意識の確立に向けた福祉・ボランティア活動の推進に取り組んできました。

今後も、講座やイベントなどを通じ、人権に係る意識の高揚と理解を深める機会を提供し、市民が人権に関して学ぶの機会の充実を図るとともに、子どもについても福祉体験の機会を増やすなど、大人と子どもが共に人権意識を高めていくことが必要です。

② 権利擁護の推進

認知症高齢者、障害者、ひとり暮らしの虚弱高齢者、ドメスティック・バイオレンスや虐待の被害者、ホームレスなどを含むあらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護の仕組みを充実させてきました。また、保健福祉サービスを円滑に利用するための相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めています。

今後も、増加する認知症高齢者に関連する困難ケースに対し、適切に支援していくために、担当職員の資質やソーシャルワークの技術の向上が必要です。また、対象者の権利擁護の推進に向け引き続き職員への研修機会の充実が必要です。さらに、成年後見制度利用支援や虐待等に対する相談支援体制の充実とともに、多様化する相談内容に対する行政や地域、専門職等の課題解決に向けた連携強化が求められます。

③ 情報共有の推進

市民が必要とする時に保健福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、市のホームページなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ってきました。

今後も、地域に出向くことができない人や情報が届きにくい人への周知方法を工夫するとともに、世代や対象者の特性に合わせた媒体の活用など、誰にとっても分かりやすく、効果的な情報共有を図っていく必要があります。

④ きめの細かい相談・苦情対応の推進

保健福祉サービスの利用者へのきめの細かい相談や苦情に対応する体制の充実を図り、適切なサービスの利用を推進しています。

今後も、相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで、相談体制を充実していくことが必要です。

基本目標 3 総合的に市民の生活を支えるサービスの提供

① 効果的・効率的なサービス提供のしくみづくり

保健福祉の専門的なサービスが、市民のニーズに応じて、効果的・効率的に提供されるよう、電子窓口サービスの推進や保健福祉サービスのネットワーク体制の充実に向けた地域福祉推進委員会の開催支援、各専門機関相互の連携促進等に取り組んできました。

今後も、市民のニーズに応じて、保健福祉サービスが効果的・効率的に提供されるよう支援者の一層の技術向上を図るために研修の充実や各専門機関の連携強化が必要です。

② 協働で進める保健福祉サービスの充実

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者に対する自立支援サービスの提供や障害者福祉サービスに関するネットワークの充実を進めてきました。

また、協働のまちづくりの考え方のもとに、公的なサービスと補完・連携した食生活改善等の地域の健康づくり支援や福祉サービスの充実に取り組んできました。

今後も、利用者のニーズに応じた様々なサービスのネットワークの充実、公的なサービスと補完・連携したサービス提供が求められます。

③ サービスの質の向上と新たなサービスの開発

市民が、毎日を健康に、安心して生活を送ることができるよう、健康づくり・介護予防や福祉サービスなどの充実を目指し、専門的で高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の養成・確保、専門的な保健や福祉の関連施設の拡充に取り組んできました。

今後も、誰もが安心して地域で暮らせるよう福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

基本目標 4 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり

① 人にやさしい都市環境の創出

高齢者や障害者が、自分自身を「高齢者」「障害者」であることを意識せずに生活のできる人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、建築物及び道路・公園などの公共性が高い施設の整備・充実に取り組んできました。

今後も、高齢者や障害児者、乳幼児とその保護者など、外出に支援を必要とする人も含め、誰もが気軽に外出できる環境づくりの推進が必要です。

② 快適で安全な居住空間の創出

高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯などが地域で安心して暮らし続けられるよう、快適で安全な居住空間の創出を図ってきました。

今後も、支援が必要な人に対する住宅施策の充実とともに、利用促進を図るための制度の周知の徹底が必要です。

③ 交通手段の確保・移動対策

すべての人が安心して日常生活を送れるよう、また、社会参加が容易となるよう、交通手段の確保や移動手段の確保に努めてきました。

今後も、誰もが住みやすいまちの実現のために、交通機関や外出支援サービス等の交通手段の確保を図っていくことが必要です。

④ 自主的な地域安全・防災対策の促進

高齢者や障害者などが、災害や犯罪被害にあうことがないように、地域の自主的な地域安全・防災対策の促進を図るため、要援護者避難対策の強化促進や地域防犯活動の充実、緊急時安心キットの配布・普及促進に取り組んできました。

今後も、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。また、地域の中で誰もが安心して生活できるよう、地域のつながりを強め、犯罪にも強い地域づくりの推進が必要です。

5 課題の整理と今後の方向性

本章で取り上げた社会状況や国の動向、本市の現状、意識調査の結果、第2期計画の振り返りを踏まえて、第3期計画の策定に際して、考慮すべきと思われる主な課題について、以下のとおり記載します。

(1) 共生する地域社会の推進

少子高齢化の進行や世帯規模の縮小などにより地域や家庭、職場といった生活領域での支え合いの基盤が弱まってきており、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが重要です。

このため、地域住民等相互の尊重し合い、支え合う意識を醸成するとともに、地域社会との接点を築くことができる多様な支え合いの場や機会、仕組みづくりが必要です。

○地域の支え合いの基盤の強化

- ・血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○多文化共生や性の多様化等への理解の促進

- ・外国人の増加や性的指向・性自認の多様化（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○地域活動への市民の意識醸成と参加促進

- ・近所の人との付き合いの程度や自治会・町内会などの活動の参加の程度は共に減少している。（「意識調査結果」より）

○地域福祉に関する市民への意識啓発及び教育機会の充実

- ・今後、市の取り組むべき施策として、「福祉に関する情報提供や意識啓発」や「学校や地域での福祉教育の充実」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

(2) 地域活動や業務の担い手の育成

市民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、地域での課題を解決する力となる担い手の確保が重要です。

このため、地域の支え合い活動を行う多様な主体が役割や機能を生かしつつ連携を図れるよう、また、複雑化・多様化する課題に相談支援が図られるよう、地域活動や専門職などの担い手の育成・確保が必要です。

○地域の支え合い活動の担い手の育成・確保

- ・人口減少の本格化や高齢化が進む中、担い手の確保に苦慮している声も多い。（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○包括的な支援体制における専門的な人材の確保

- ・包括的な支援体制整備促進のための人材の育成や確保が求められている。（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○公的相談機関における人材の確保

- ・家族や友人以外の相談先として、市の相談窓口や職員が大きく増加している。（「意識調査結果」より）

○地域活動団体での人材確保への支援

- ・地域での活動団体のメンバーの高齢化や人材不足が課題として挙げられている。（「意識調査結果」より）

(3) 重層的なセーフティネットの構築

制度の枠組では対応できない生活課題などへの対応として、公的支援だけでなく、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制づくりを、地域の様々な主体が連携しながら進めていくことが重要です。

このため、地域の課題や困りごとを抱えている住民を早期に発見し、地域住民等が主体となって解決に向けた取組をできるよう、また地域での解決が困難な場合に適切な支援につながる仕組みが必要です。

○地域課題の早期発見・早期対応

- ・抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態になる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉の推進」が求められている。（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○市民の主体的な支え合い活動による地域課題への対応

- ・近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている人に対する考えとして、できる範囲で支援したいと考えている市民が一定数いる（「意識調査結果」より）

○地域の支え合いの仕組みづくりの構築

- ・今後、市の取り組むべき施策として、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

(4) 複雑化・複合化した課題等の相談支援体制の充実

厳しい経済情勢がもたらした雇用不安や生活不安などにより、生活困窮や子どもの貧困、自死、ひきこもりなど、地域福祉を取り巻く課題は深刻化してきています。

このため、地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が取り残されず、解決が図られるよう、行政が中心となって地域住民や関係機関等の多様な主体と連携・協働した相談支援体制の充実が必要です。

○地域課題の複雑化・多様化への対応の充実

- ・個人や世帯が抱える生きづらさやリスクの複雑化・多様化（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○包括的相談支援体制や多機関との連携・協働体制の構築

- ・包括的相談支援や多機関協働など属性を問わない相談支援（社会福祉法の改正より）
- ・今後、市の取り組むべき施策として、「身近なところでの相談窓口の充実」や「高齢、障害など分野を問わない包括的な相談窓口の充実」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

(5) 災害時等に対する備えの充実

災害への備えとして、平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りなど、地域における「共助」の強化を促進することが重要です。

このため、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において安全・安心に暮らせるよう、災害時等の観点からも地域の連携を強めていくことが必要です。

○災害に対する支援ニーズへの対応

- ・近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応が問われている。（「地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ」より）

○地域での自主的な防災対策の推進

- ・大地震などの災害に備えて、地域で必要な備えとして「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」の割合が高い。（「意識調査結果」より）

○新型コロナウイルス感染拡大における要配慮者等への支援体制の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立が危惧されている。（「厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議資料 令和3年3月」より）



計画の基本的な考え方

1 基本理念

第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承するとともに、さいたま市総合振興計画に位置づけられた「上質な生活都市」や、国の「地域共生社会の実現」という考え方を踏まえ、次のとおり定めます。

誰もが生活の場である「地域」において、自分らしく生き生きと健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します

2 基本目標

本計画では、基本理念である「誰もが生活の場である「地域」において、自分らしく生き生きと健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、「地域づくり」、「支援体制づくり」、「まちづくり」の3つを軸として、次のとおり基本目標を定めます。

基本目標1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり

誰もが地域において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が互いに尊重し合い協働する意識を醸成するとともに、それぞれの役割や機能を生かしつつ、支え合うコミュニティを築ける地域づくりを推進します。

基本目標2 市民の暮らしを支える支援体制づくり

地域の課題や困りごとを抱えている住民に対して、地域住民等が主体となって解決に向けた取組をできるよう、また、地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が適切な支援につながり解決が図られるよう、地域の支え合えるネットワークを築くとともに、行政が中心となって、地域住民や地域の多様な主体と連携・協働を図り、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスが展開される支援体制づくりを推進します。

基本目標3 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

誰もが地域において安全・安心に暮らし続けられるよう、生活環境の整備を進めるとともに、地域における防災や防犯に向けた支え合い活動を支援し、人にやさしいまちづくりを推進します。

3 施策体系

3つの基本目標を達成するため、それぞれが効果的に推進するよう、9つの基本施策を設定します。なお、9つの基本施策に対応する事業取組については、第4章に掲載しています。

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



4 さいたま市の地域福祉の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、支援を必要とする住民に対して、市民・事業者・行政が相互に尊重し合いながら協働して支える仕組みです。そして、多くの住民や地域に共通した課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が問題を共有化し、一体的な問題解決への取組を進めることを基本的な考え方としています。

(2) 地域福祉の推進体制

本市では、行政・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の3層構造による体制で地域福祉を推進しています。

当該推進体制においては、各主体がそれぞれ計画を策定し、相互連携することにより、地域福祉の推進を目指しています。

- さいたま市：「さいたま市保健福祉総合計画〔地域福祉計画〕」の策定
- 市社会福祉協議会：「さいたま市地域福祉活動計画」の策定
- 地区社会福祉協議会：「地域福祉行動計画」の策定

また、当該推進体制においては、各主体がそれぞれ次のような支援や活動を実施することにより、地域福祉の推進を目指しています。

- さいたま市：財政的支援、人材の育成などにより、市社会福祉協議会を支援します。また、包括的な支援体制の整備を目指した取組など、広域的な視点で地域福祉を推進します。
- 市社会福祉協議会：地区社会福祉協議会の行動計画の策定及びその活動を支援します。また、ひとつの地区で対応できない、あるいは、各地区が共通して抱える福祉課題について、全市的な課題として捉えて、市や地区社会福祉協議会と協力して解決に向けた取組を行います。
- 地区社会福祉協議会：住民にとって身近な地域福祉の推進役として、地区内の福祉課題の解決に向けた仕組みづくりに寄与するため、地域の団体との連携に努めます。

5 地域福祉推進のための仕組み

(1) 圏域の考え方

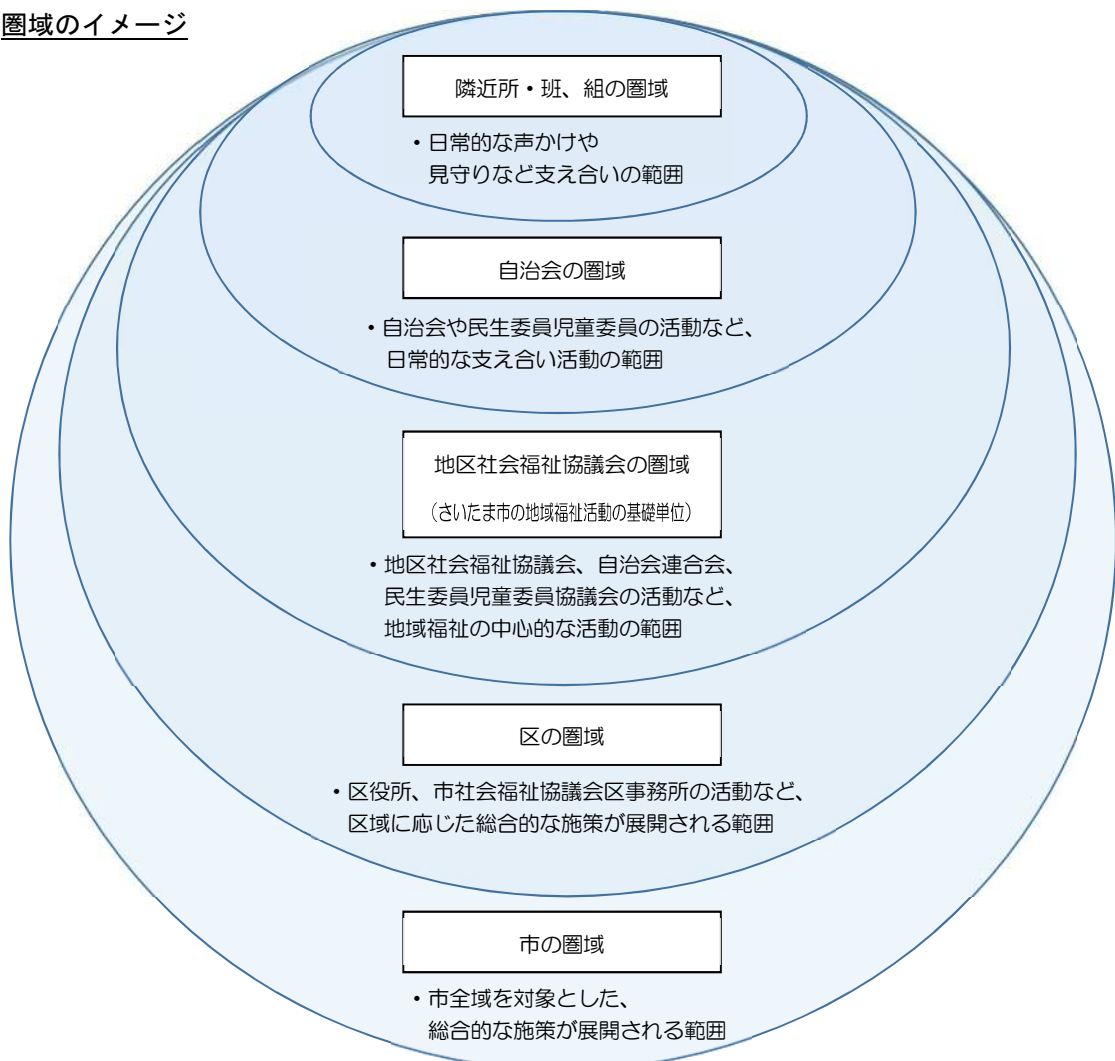
地域福祉の様々な課題に効果的に対応していくためには、一定の範囲で地域に応じた取組を行うことが大切です。

本市では、第2期計画において、地区社会福祉協議会の圏域を地域福祉の中心となっていた地区自治会連合会及び地区民生委員児童委員協議会の活動エリアとほぼ一致させることにより、地区社会福祉協議会の圏域を地域福祉活動の基礎単位とし、それぞれの地域に応じた取組を展開してきたところです。

一方で、地域におけるニーズは複雑化・多様化してきており、地域だけでは解決することが難しい複合的な課題や制度の狭間の課題に対する対応が求められています。このような課題に対応していくためには、地域住民や地域の多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら、連携していくことが必要です。

このことから、本計画においては、地域を段階的な圏域として捉え、各圏域の強みを活かすとともに、圏域を越えた重層的なつながりを目指します。

圏域のイメージ



(2) 包括的な支援体制の整備

① 地域共生社会の実現について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として、参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

その実現に向けて、平成30（2018）年と令和3（2021）年に社会福祉法の改正が行われ、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備を行うことが求められています。また、包括的な支援体制の整備に向けた取組として、本人・世帯の属性に関わらず受け止める「相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

本市においても、国の「地域共生社会の実現」の考え方を踏まえつつ、「住民に身近な圏域」と「市区圏域」の2つの視点で、包括的な支援体制の整備を目指していきます。

② 住民に身近な圏域における支援体制について

本市では、住民主体の地域づくりを目指して、地域に対する理解と関心を持ち、自ら地域活動に参加する地域住民を増やすために、市社会福祉協議会を中心に、地域住民のボランティア活動への参加支援等の取組を継続的に行っております。住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域の生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に向けて、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりに向けた支援を行っていくことが重要です。

本市においては、自治会や民生委員・児童委員等による地域の見守り活動や地区社会福祉協議会等によるサロン活動等、住民同士のつながりを大切にした様々な活動が行われています。また、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の住民関係団体や専門機関等が一堂に会す、地域福祉推進委員会を開催し、地域福祉行動計画の策定と進行管理の過程を通じ、地域課題の把握と共有、解決のための仕組みづくりの協議等を行うことで地域福祉活動を推進していきます。

一方で、地域住民のつながりが希薄化する中、困りごとを抱えている住民を地域で孤立させないためには、地域における見守りや課題発見、相談、専門機関へのつながり等を通じて、包括的な支援を行っていく仕組みづくりが求められています。

そのため、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を強化するとともに、市社会福祉協議会への支援や連携を通じて、住民に身近な圏域における地域福祉推進の基礎組織である地区社会福祉協議会の活動を促進し、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりの推進を目指します。

③ 市区圏域における支援体制について

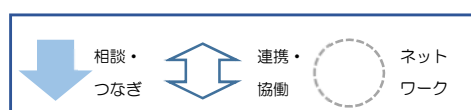
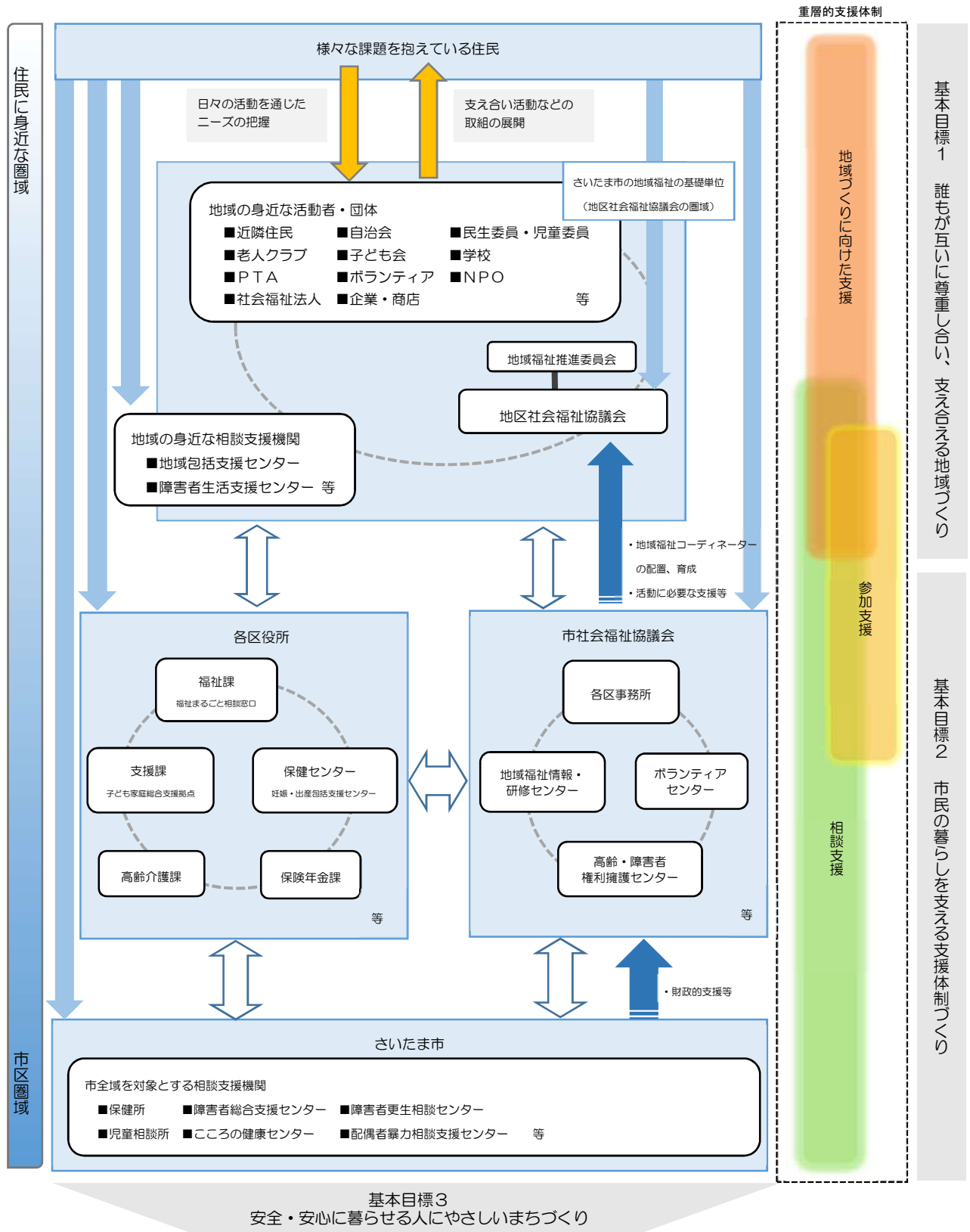
本市では、高齢、障害、子育て、生活困窮など、支援が必要となる様々な要因を想定して、分野ごとに支援体制の整備や各関係機関とのネットワークづくりを進めてきました。

一方で、地域における生活課題は、様々な分野が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等に対しては、行政が中心となって、地域住民や地域の多様な主体と連携・協働しながら解決に向けた支援を行っていく必要があります。

そこで、本市においては、その契機となる取組として、区役所健康福祉部福祉課に「福祉丸ごと相談センター」を設置し、複合的な課題や相談先が分からない課題を抱えている方を対象に、課題の整理や適切な支援のコーディネート等を行うモデル事業（実施期間：令和2（2020）年6月～令和4（2022）年5月）を一部の区において実施しました。さらに、令和4年6月には、モデル事業の効果検証を踏まえ、同じ福祉課内に設置されている生活困窮者自立相談支援機関「生活自立・仕事相談センター」の機能を整理し、2つのセンターを統合したうえで、生活困窮分野を中心に、複数の分野にまたがる相談や制度の狭間にある相談等に対応する窓口として、「福祉まるごと相談窓口」を全区に拡大設置しました。

当該窓口が市区圏域における調整役としての役割を果たすことで、地域包括支援センターや障害者生活支援センター等の地域の身近な相談支援機関の多職種と行政が連携・協働し、複合化・複雑化した地域生活課題の解決を図る支援体制を目指します。

包括的な支援体制のイメージ



【重層的支援体制】

相談支援・・・本人・世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

参加支援・・・狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

地域づくりに向けた支援・・・地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

(3) 社会福祉協議会との連携

本市では、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉推進のための中核的な役割として、市社会福祉協議会が設置されています。

社会福祉協議会は、本市との連携により、各種の福祉サービスを提供する主体として、また、各区事務所を通じて地区社会福祉協議会やボランティア団体の活動を育成し、調整する主体として重要な役割を果たしています。

一方で、地域住民のつながりが希薄する中で、地域福祉の推進を図るためには、住民に身近な圏域における地域福祉推進の基礎単位である地区社会福祉協議会の支援や育成を通して、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりを強化することが重要です。

そこで、市社会福祉協議会では、以下の事業について、充実・強化して取り組んでいくとともに、本市は、強固な連携体制を構築する中で、市社会福祉協議会の様々な取り組みに対する必要な財政支援を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。

【市社会福祉協議会の主な取り組み】

- ① 地区社会福祉協議会への活動支援
- ② 地域福祉コーディネーターの配置と育成
- ③ 福祉人材の育成・研修の充実
- ④ ボランティア活動の推進
- ⑤ 権利擁護の推進
- ⑥ コミュニティソーシャルワーク機能の強化



施策の展開

「第4章 施策の展開」に掲載する実施事業は現在も調整中です。第2回地域福祉専門分科会で予定しております素案審議までに更新いたします。

基本目標 1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり

(1) 地域づくりに向けた意識啓発の推進

【基本方針】

地域住民等が、相互に尊重し合うとともに、健康福祉に対する意識向上や地域の支え合い活動への参加促進が図られるよう、様々な機会を通じて意識啓発活動や福祉教育を進めます。

【実施事業】

①さいたま市社会福祉大会の開催

- ・市民相互の助け合いや地域に根ざした活動の定着化と浸透を図るため、福祉関係者が集まり、情報交換を図るほか、地域福祉向上に功績のあった個人・企業・団体を表彰する「さいたま市社会福祉大会」を開催します。

[福祉総務課]

②ボランティア地域普及啓発事業

- ・ボランティア団体等とともに、講演会・イベントの開催や区民祭り等へ参加し、多くの住民に福祉意識の高揚と地域福祉の推進についての理解が得られるよう、啓発を行います。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

③福祉教育・ボランティア学習推進事業

- ・学校や地域団体、企業等からの福祉教育に関する企画相談や助言を行います。また、福祉教育やボランティア学習に関する講師の紹介を通じて、地域を基盤とした福祉教育・学習活動の推進を行い、地域の福祉力の向上を目指します。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

④あらゆる場における人権・福祉教育による意識啓発の推進

- ・学校教育において、全教職員にボランティア・福祉教育の意義の共通理解を促すとともに、学校教育の中に位置付け、ボランティア・福祉にかかわる教育活動を推進します。
- ・児童生徒の実態や発達段階に即して、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などとの関連を重視し、教育活動全体を通して実践的な取組を進めます。

[指導 1 課]

⑤人権尊重意識の醸成

- ・市民が各種人権問題を正しく理解し、人権尊重意識を高めることができるよう、人権啓発講演会や市内企業等人権問題研修会を開催します。

[人権政策・男女共同参画課]

⑥男女共同参画意識の啓発

- ・市民一人ひとりが人権尊重及び男女平等の視点に立った男女共同参画のまちづくりの実現に向け、性別による固定的な役割分担意識の見直し、家庭生活や地域活動への参画、市報や情報誌などによる広報活動や講座・講演会の実施など、市民参画による男女共同参画の意識づくりを進めていきます。

[人権政策・男女共同参画課]

⑦国際交流の機会増加及び多文化共生意識の醸成

- ・日本人市民と外国人市民の交流が増えることで、多文化共生の理解が深まり、ともに支え合う社会を目指します。

[観光国際課]

(2) 地域づくりに向けた人材・担い手育成の推進

【基本方針】

地域の支え合い活動の主体である社会福祉協議会、近隣住民、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどが、それぞれの役割や機能を生かしつつ連携を図れるよう、人材・担い手育成に向けた支援を進め、地域福祉活動の活性化を図ります。

【実施事業】

①市社会福祉協議会機能の強化支援

- ・地域福祉推進の中心的役割が期待される市社会福祉協議会の、より一層の機能・体制の充実を図るとともに、地域福祉活動計画の策定を支援します。

[福祉総務課]

②地区社会福祉協議会の運営支援

- ・市社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の核となる地区社会福祉協議会の運営を支援します。
- ・地域住民による自主的な地域福祉活動により様々な生活課題への取組や健康づくりができるよう、地域福祉行動計画の策定を支援します。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

③自治会への加入促進

- ・「さいたま市自治会等の振興を通じた地域社会の活性化の推進に関する条例」に基づき、自治会活動に対する支援を行います。
- ・自治会加入促進リーフレットなど、啓発品の作成・配布をします。
- ・自治会運営補助金、自治会集会所整備事業補助金、コミュニティ助成事業補助金を交付します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で自治会活動が制限される中、SNSを始めとするICTを活用した活動方法の導入支援や、自治会のPRが可能となる自治会ホームページの運営支援を行います。
- ・自治会向けICT活用に関する講座を開催します。

[コミュニティ推進課]

④民生委員児童委員協議会への支援

- ・地域における健康福祉活動の相談役・調整役・推進役としての機能や市民と市行政との調整役としての機能を有する民生委員児童委員の組織力を強化できるよう民生委員児童委員協議会の充実に努めます。

[福祉総務課]

⑤老人クラブの会員増強運動の支援

- ・主に地域にお住いの概ね60歳以上の方が自主的に集まり、社会奉仕や趣味・教養の集い、各種スポーツ、レクリエーションなどを行う老人クラブの活動を支援します。
- ・老人クラブのリーダーの養成や会員の増加を支援するとともに、老人クラブの促進方策について研究を行います。

[高齢福祉課]

⑥青少年団体に対する補助金交付

- ・青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。

[青少年育成課]

⑦ふれあい福祉基金の活用促進

- ・地域福祉の推進のため、ボランティア・NPO団体や民間福祉団体による地域福祉の活動に対し、ふれあい福祉基金を活用した補助を行います。

[福祉総務課]

⑧ボランティア・NPOなどの活動支援

- ・ボランティアセンター、地域福祉情報・研修センターの機能を、関係団体との連携のもとに拡充し、ボランティア活動の推進のため情報の提供、育成支援、活動の機会の提供、調整などに努めます。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

⑨セミナーによる市民活動団体への運営支援

- ・市民活動団体を対象に、団体の運営や活動に必要となるテーマについてのセミナーを開催します。
- ・資金調達や広報、オンラインを活用した活動方法など、団体のニーズを適切に把握して、テーマを設定します。
- ・セミナーは、従来の集合して行う形式に加え、オンラインの活用など、社会情勢に則した最適で効果的な手法を導入して開催します。

[市民協働推進課]

⑩NPO 法人の設立支援

- ・NPO 法人の設立を検討している市民へ、設立のためのセミナーや相談対応を行います。

[市民協働推進課]

⑪社会福祉法人の設立認可並びに指導・監督の充実

- ・社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設整備に際して、本市における施設の整備計画との整合性を図るため、審査委員会を開催し慎重な審議を行います。
- ・新設法人の設立認可までの指導、既設法人の社会福祉施設整備に際し運営状況を踏まえたうえでの指導を行います。

[福祉総務課]

⑫セカンドライフの充実

- ・中高年齢層の市民が継続して社会参加することを支援し、その活力の地域社会への還元促進を目的として、ボランティア、就労、生涯学習等の情報を集約して発信する「セカンドライフ支援センター（り・とらいふ）」を運営します。

[高齢福祉課]

⑬ボランティア講座の実施

- ・初めてボランティア活動を行う人を主な対象とした入門講座の企画、専門分野のボランティアを養成する講座などを企画し、新たなボランティア人材の発掘と育成を図ります。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

⑭セミナーによる地域人材の育成

- ・市民に対して、市民活動を始めるきっかけとなるセミナーを開催します。
- ・広報に当たり、定年退職を迎えた方や在宅勤務に従事する方などを主な対象として、参加の働きかけを行います。
- ・セミナーは、従来の集合して行う形式に加え、オンラインの活用など、社会情勢に則した最適で効果的な手法を導入して開催します。

[市民協働推進課]

⑮介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成

- ・介護予防のボランティアである「いきいきサポーター」を養成し、おもりを用いた「いきいき百歳体操」の普及啓発や高齢者が身近な場所で介護予防に取り組むことができる通いの場の拡充を図ります。

[いきいき長寿推進課]

⑯地域の担い手（たまねっこ）の養成

- ・地域コミュニティや地域活動等への興味・関心を喚起し、地域における様々な課題に対する共通認識の醸成及び地域コミュニティの維持・活性化などの機運の向上、並びに新たな地域の担い手の養成を目的として、市民等に対し「地域の担い手養成研修（たまねっこ養成講座）」を実施します。

[いきいき長寿推進課]

⑰「地域の子育て」支援機能の整備

- ・地域で活動する人材を育成するため、子育てを支援する関係機関と協働しながら、本施設の専門機関の経験やノウハウを活用し、相談従事者や子育て支援の担い手を対象とした研修「さいたま子育てカレッジ」を開催します。

[子ども家庭総合センター総務課]

(3) 地域づくりに向けた支え合う仕組みの推進

【基本方針】

地域住民等が地域の課題を発見するとともに、相互の理解を深めることができるよう、また高齢者や障害者、孤立しやすい住民、地域とのつながりが希薄な住民が地域社会との接点を築くことができるよう、多様な支え合いの場や機会、仕組みづくりを進めます。

【実施事業】

①地域福祉コーディネーターの配置と地域福祉活動支援の実施

- 地区社会福祉協議会の活動を支援・推進する地域福祉コーディネーターを配置し、地域住民や専門機関及び関係団体等が連携して地域福祉活動を推進していくための支援活動を行います。
- 地域福祉コーディネーターが、地域のニーズを把握し、地域住民による支えあいの仕組みづくりにつなげることにより、更なる地域福祉の充実を図ります。
- 市社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターを支援する体制を構築します。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

②地域健康福祉情報コミュニティの整備

- 地域住民が福祉サービスの情報を得たり、ボランティア・福祉活動を行う団体などの情報を発信したり、交換したりすることのできる基盤整備を図ります。
- 地区社会福祉協議会の地区内で地域福祉活動や健康づくり等の情報を発信したり、入手したりすることができるように地域のホームページの立ち上げなどを支援します。
- 情報の取りまとめや紹介機能・担い手・提供方法等を明確にし、あらゆる市民が地域の情報を入手しやすくしていきます。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

③地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）の配置

- 「地域支え合い推進員（高齢者生活支援コーディネーター）」を日常生活圏域に配置します。
- 地域にある様々な地域活動や民間事業者等の各種サービスといった地域社会資源情報の収集、多様な主体間の連携体制づくり、不足しているサービスの創出やニーズとサービス提供のマッチングなどの活動を行い、地域のつながりづくりを支援・推進します。

[いきいき長寿推進課]

④きめ細かい子育て支援体制の充実

- ・3歳未満の子どもと保護者の「つどいの場・遊びの場」として子育て支援センター及びのびのびルーム事業を実施するとともに、父親向け講座や孫育て講座、動画配信やオンラインを活用した講座等を開催します。
- ・また、子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリー・サポート・センター及び子育て緊急サポート事業を実施します。

[子育て支援政策課]

⑤コミュニティ施設等の利便性向上

- ・市有施設等の利用を促進するため、イベント・講座を企画・実施するなど、施設の有効活用を図ります。
- ・施設の事業等において、施設間で連携し利用者の流動を発生させ、より多くの市民利用を図ります。
- ・施設の中規模修繕等を実施し、設備や備品等の整備を行うとともに、職員に対する接遇や機器操作等の研修を実施することで、市民に親しみやすい雰囲気醸成し、活動環境の充実を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応した施設の有効活用を図るため、指定管理者と協議等を行います。

[コミュニティ推進課]

⑥高齢者の集いの場に対する支援・長寿を尊ぶ地域社会の醸成

- ・高齢者の孤立防止や地域の元気な高齢者が運営に参画して「居場所づくり」ができるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が実施する「高齢者サロン」活動を支援します。
- ・70歳以上のひとり暮らしの方の孤独感を解消するとともに、閉じこもりの防止を図るため、地区社会福祉協議会がボランティアなどの協力を得て公民館などで実施する「ふれあい会食会」を、市社会福祉協議会を通じて支援します。
- ・当該年の12月31日までに満75歳以上となる高齢者を対象として、敬老の日を中心に地域において敬老会等事業を開催する地区社会福祉協議会等に補助金を交付し、地域の長寿慶祝活動を支援します。

[高齢福祉課]

⑦ノーマライゼーションの更なる普及・啓発

- ・障害者の権利の擁護及び障害者に対する市民の理解を深めるために、ノーマライゼーションカップ、「障害者週間」市民のつどいなどの啓発イベントを開催します。

[障害政策課]

⑧国際交流の機会増加及び多文化共生意識の醸成

- ・日本人市民と外国人市民の交流が増えることで、多文化共生の理解が深まり、ともに支え合う社会を目指します。

[観光国際課]

⑨地区文化祭の充実

- ・地域住民による地域コミュニティづくりを促進していくため、公民館において文化的講座を開催するとともに、作品の展示や活動の発表の場である地区文化祭や公民館まつりの充実を図ります。

[生涯学習総合センター]

⑩多様な体験・活動と交流の機会の提供

- ・地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、「子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）」を実施します。

[子育て支援政策課]

⑪市民活動団体等の交流促進

市民活動団体など多様な主体が交流できる場を提供します。

- ・市民活動サポートセンターを中心に、市民活動に関わるフェスティバルや交流イベントなどを開催します。
- ・交流イベントなどは、従来の集合して行う形式に加え、オンラインの活用など、社会情勢に則した最適で効果的な手法を導入して開催します。

[市民協働推進課]

⑫インターネットを活用した食育情報提供の充実

- ・食育に関するWebサイト「さいたま市食育なび」を活用して情報を発信します。

[健康増進課]

⑬コミュニティ・スクールの推進

- ・学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し連携・協働するコミュニティ・スクールの推進することで、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えます。
- ・すべての市立学校に学校運営協議会を導入します。（令和4年度まで）
- ・コミュニティ・スクールに係る研修会を実施します。
- ・円滑な学校運営協議会の実施を支援します。

[生涯学習振興課]

⑭スクールサポートネットワークの推進

- 多様な人々がネットワークを組み、社会総掛かりで子どもをはぐくむために、地域学校協働活動を推進していきます。
- 学校と地域の連絡・調整や多様な活動の企画・調整等を担う学校地域連携コーディネーターを配置するとともに、スクールサポートネットワーク協議会を開催します。
- 校長会や学校地域連携コーディネーター研修会等において、コロナ禍の影響を踏まえた地域学校協働活動の実践事例を紹介するなど、学校と地域の連携・協働を一層推進します。

[生涯学習振興課]

⑮チャレンジスクールの充実

- 土曜日や放課後等に学校などを活用し、地域住民、団体等の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の多様な活動を実施するチャレンジスクールを推進します。
- ボランティアスタッフを対象とした研修会を実施します。
- 「チャレンジスクール推進事業新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」の更新及び相談体制の強化等、感染症の流行下においても活動を継続できるよう、各校の実行委員会への支援を行います。

[生涯学習振興課]

基本目標 2 市民の暮らしを支える支援体制づくり

(1) 支援につながる体制の整備

【基本方針】

地域の課題や困りごとを抱えている住民に対して地域住民等が主体となって解決に向けた取組をできるよう、また地域での解決が困難な場合に適切な支援につながるよう、保健福祉サービスに関する情報提供の充実や地域で支え合えるネットワークの整備を進めます。

【実施事業】

①地域の関係者のネットワーク構築

- ・関係機関や多職種との更なる連携を進め、ネットワークの構築を図ります。

[いきいき長寿推進課]

②障害者福祉サービスに関するネットワークの充実

- ・障害者（児）が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠なため、障害者の権利擁護に配慮しながら、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できるよう、学識経験者、障害者生活支援センター（相談支援事業者）、障害福祉サービス事業者、障害者団体、関係行政機関など、障害者福祉の関係者からなる「さいたま市地域自立支援協議会」等を設置し、関係機関によるネットワークの構築や社会資源に関する課題の改善等に向けた協議を進めます。

[障害支援課]

③精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害の程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。システムの構築にあたっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、地域自立支援協議会にて協議します。また精神科医療機関、障害福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図り、市全域での訪問支援の実施を目指します。併せて、地域の支援者等を対象とした研修会を実施します。

[障害支援課、こころの健康センター、精神保健課]

④子育て支援ネットワークの推進

- ・地域の子育て支援者及び相談に関わる専門職が、相談者本位の視点で各々の役割を理解し連携して子育て支援を行うため、情報交換会を行います。

[子ども家庭総合センター総務課]

⑤子ども・若者支援ネットワークの整備

- ・社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関が連携し効果的かつ円滑な支援をしていくために、ユースアドバイザー養成研修を開催し、子ども・若者に対する専門的な相談支援に対応できる「ユースアドバイザー」を養成します。

[青少年育成課]

⑥自殺対策の推進（地域支援者の養成）

- ・自殺のリスクがある人に気づき、適切な初期介入が行える人材を幅広く養成します。

[こころの健康センター]

⑦ひきこもり対策の推進

- ・不登校・ひきこもりの状態にある当事者が、社会とつながり、社会参加できるよう、電話や面接等による相談支援、グループ事業、リレート（ひきこもり）サポーター派遣等による支援を実施します。
- ・また、地域連携や普及啓発、人材育成を実施し、ひきこもり対策を推進します。

[こころの健康センター]

⑧認知症に対する正しい理解の普及

- ・地域や職域、小・中・高等学校で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成等を進め、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

[いきいき長寿推進課]

⑨認知症高齢者等に対する見守りの推進

- ・認知症高齢者等の安全確保とその家族への支援のため、行方不明となるおそれがある認知症高齢者等に2次元バーコードが印字された見守りグッズを配布し、行方不明等が発生した際の身元確認や引き渡しを円滑に行うサービスを実施します。

[いきいき長寿推進課]

⑩心配ごと相談所事業

- ・住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行うことにより、福祉の増進を図ります。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

⑪高齢者見守り活動の推進

- ・市社会福祉協議会と連携した地区社会協議会の見守り活動への支援等により、地域の実情に合わせて実施される支え合い活動の活性化を図ります。

[高齢福祉課]

⑫官民連携による要支援世帯等の早期把握・発見

- ・支援が必要にもかかわらず、支援を受けることができない世帯や安否の確認を必要とする市民を早期に把握・発見し、孤立死・孤独死を未然に防止するため、民生委員児童委員や地域住民等による地道な見守り活動に加え、ライフライン事業者や宅配事業者等の協力により、生活の異変に関する官民の情報伝達・情報共有のためのネットワークを構築します。

[福祉総務課]

⑬子育て情報の一元的な発信

- ・市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していくことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。

[子育て支援政策課]

⑭障害者への情報提供の充実

- ・聴覚障害者の社会参加とコミュニケーション手段の確保と聴覚障害者に対する理解を深めるために、手話通訳者、要約筆記奉仕員要請講習会を実施するとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員（要約筆記者）の派遣を行います。
- ・障害者福祉に関するサービスなどをまとめたガイドブックを作成し、障害者等に配慮した情報提供に努めます。

[障害支援課]

(2) 包括的な相談支援体制の整備

【基本方針】

地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が取り残されず、解決が図られるよう、行政が中心となって地域住民や関係機関等の多様な主体と連携・協働して、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスが展開される包括的な相談支援体制の整備を進めます。

【実施事業】

①福祉まるごと相談窓口における相談支援

- ・複合化・複雑化した課題を抱える相談者等に対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行う等、課題解決に向けた支援を実施します。

[福祉総務課、生活福祉課]

②支援会議の開催

- ・複合化・複雑化した課題等を抱える相談者に対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、支援会議を開催し、関係者間における情報共有や支援方針の検討を行う等、課題解決に向けた支援を実施します。

[福祉総務課、生活福祉課]

③生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援

- ・生活困窮者の経済的な自立を図るため、離職や減収した方に対し、福祉まるごと相談窓口とハローワーク（ジョブスポット）の連携によるワンストップ型の就労支援や、同窓口と各区に配置した就労支援員との連携による就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓を行います。

[生活福祉課]

④子どもに対する学習機会と居場所の提供

- ・学習や居場所の環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に陥る「貧困の連鎖」を防止するため、小・中学生及び高校生等を対象とした学習支援教室を市内各所に設置し、対象者への参加勧奨やアウトリーチを通じて居場所支援や進学支援等を行います。

[生活福祉課]

⑤安定した地域生活に向けた居住支援の推進

- ・安定した住居や生活の確保のため、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や居宅移行支援の必要がある者に対し民間賃貸住宅等への入居を支援します。

[生活福祉課]

⑥ホームレスの自立に向けた巡回相談支援の実施

- ・ホームレスが自らの意思で自立できるよう、専門相談員による巡回相談を実施し、ホームレスとの関係性を構築するとともに、生活や健康面の相談や年金受給の手続き、医療機関への受診勧奨等、対象者の希望や状況に応じた支援を福祉事務所等の関係機関と連携して実施します。

[生活福祉課]

⑦障害者福祉サービスに関するネットワークの充実

- ・市民生活を支える重要な役割を果たす地域包括支援センターの適正で効率的な運営を図るとともに、関係機関や多職種との更なる連携を進めるため、運営協議会、区連絡会、地域支援会議などの充実を促進します。

[いきいき長寿推進課]

⑧障害者福祉サービスに関するネットワークの充実

- ・障害者（児）が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービス提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠なため、障害者の権利擁護に配慮しながら、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できるよう、学識経験者、障害者生活支援センター（相談支援事業者）、障害福祉サービス事業者、障害者団体、関係行政機関など、障害者福祉の関係者からなる「さいたま市地域自立支援協議会」等を設置し、関係機関によるネットワークの構築や社会資源に関する課題の改善等に向けた協議を進めます。

[障害支援課]

⑨子育て支援総合コーディネート事業

- ・子育て家庭や子育て支援関係者の高いニーズである、「いつ・どこで・誰が・どんな事を行っているのか」という情報について、市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していきます。

[子育て支援政策課]

⑩保育コンシェルジュ事業

- ・保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者からの保育施設に関する相談を受け、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、保育所や幼稚園、一時預かり保育、幼稚園の預かり保育等、情報の提供を行います。
また、保育所に入所できなかった世帯への情報提供や状況確認を行うことで、保護者のニーズに沿えるようアフターフォローを行います。

[幼児政策課]

⑪妊娠・出産包括支援事業

- ・保護者の育児不安等の軽減や孤立の防止を図り、家庭の養育力の向上を目指すため、区役所保健センター内に妊娠・出産包括支援センターを設置し、保健師、助産師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応します。

[地域保健支援課]

⑫子ども家庭総合支援拠点事業

- ・令和4年4月から、「子ども家庭総合支援拠点」を各区役所に設置しました。
支援拠点では、子どもやその家庭に関する相談について、関係機関と連携して必要な支援を実施します。

[子ども家庭支援課]

⑬女性のための相談事業の充実

- ・女性の抱える精神的・身体的・社会的な様々な悩みや問題に応じた各種相談事業の充実を図るとともに、相談に関する情報の周知に努めます。

[人権政策・男女共同参画課]

⑭庁内相互の情報共有による相互支援体制の充実

- ・福祉事務所、保健所、こころの健康センター、保健センター、児童相談所、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター、総合療育センターひまわり学園等、庁内相互の情報共有を図り、相談支援体制の充実に努めます。

[福祉総務課]

⑮精神保健福祉士の区役所派遣事業

- ・区役所において、複雑化・多様化している精神保健福祉相談に対し、より迅速かつ専門的な対応を行うため、各区役所の福祉事務所等に精神保健福祉士を派遣し、職員の対応についての助言、研修等を実施します。

[こころの健康センター]

⑩保健福祉の専門的人材の養成・確保

- ・質の高い福祉サービスの供給を目指し、より高度な保健福祉に関する知識・技術を有する人材の確保に努めていくために、市社会福祉協議会が設置する地域福祉情報・研修センターと連携し、その機能充実を支援します。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

- ・介護職員などの専門性を高め、より質の高いサービスを提供するため、介護サービス事業所の職員やその管理者、地域包括支援センター職員などを対象とした専門研修を実施します。また、介護保険サービス事業者連絡協議会や介護支援専門員協会と連携し、人材の養成・確保に努めます。

[介護保険課]

⑪電子窓口サービスの推進

- ・各種届出や申請などの手続きが、自宅や公共施設のパソコン、スマートフォンなどを通して簡単にできるシステムを構築し、市民のサービス利用の利便性を高めるとともに、効率的で迅速な対応に努めます。
- ・市民が、自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう、分かりやすい情報・サービスの提供体制の構築に努めます。

[デジタル改革推進部]

⑫社会福祉法人・社会福祉施設等の指導監査の充実

- ・市内の社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保し、市民に対する福祉サービスの向上を図るため指導監査の充実に努め、その結果を公表します。利用者だけでなく、施設職員の処遇についても必要な助言・指導を行い、適切な職員処遇の確保を図ります。

[監査指導課]

⑬就労支援の充実

- ・就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、働く意欲を持つあらゆる求職者等を対象に、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。

[労働政策課]

(3) 権利擁護の推進

【基本方針】

認知症等の高齢者、障害者、ドメスティック・バイオレンスや虐待の被害者などを
含むあらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けるこ
とができるよう、権利擁護の仕組みを充実し、保健福祉サービスを円滑に利用するた
めの相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めます。

【実施事業】

①日常生活支援事業

- ・認知症等の高齢者、知的障害者や精神障害者等の判断能力が不十分な方に対し
て、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利
用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助、また必要
な方には書類等預かりサービスを行います。

[福祉総務課（市社会福祉協議会）]

②権利擁護に係る地域連携ネットワークの活性化

- ・地域における成年後見制度利用促進に向けた課題及び中核機関の在り方等につ
いて意見を伺う「さいたま市成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワ
ーク協議会」において、地域で権利擁護を担う関係団体等と定期的な意見及び情
報交換を行うことを通じて、効果的な連携・協力体制を強化することで、成年
後見制度の利用を必要としている市民が適切に制度を利用できる環境の整備に
寄与します。

[高齢福祉課]

③市民後見人の育成

- ・市民後見人を養成するための講座を開催することにより、地域の権利擁護を担
う市民後見人を養成し、成年後見制度の利用者増に対応します。

[高齢福祉課]

④成年後見制度の利用の促進

- ・「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中核
に、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見
人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。

[高齢福祉課、障害支援課]

⑤高齢者に対する虐待防止、早期発見、対応の推進

- ・高齢者への虐待に関する実態を把握し、対策を進めます。
- ・高齢・障害者権利擁護センターを通じて、養護者による虐待への対応にあたる区役所や地域包括支援センター（シニアサポートセンター）等の機関の職員を対象として、対応力を向上させるための研修を行います。同機関に対し、必要に応じて弁護士等からの助言を受ける機会を提供します。

[高齢福祉課]

⑥障害者の権利の擁護の推進

- ・障害のある方が、自らの主体性をもって安心した生活を送ることができるよう、民間事業所等に対し、障害者への差別の解消や合理的配慮を推進するための取組を実施するとともに、障害福祉サービス事業所等を対象とした障害者への差別の解消、虐待の防止に関する研修を実施します。
- ・虐待により緊急に分離保護が必要な障害者の保護及び身の安全確保を行います。

[障害政策課、障害支援課]

⑦児童虐待対策の充実

- ・虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもについての情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。
- ・児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、市民の方に児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務や相談機関の周知を図ります。

[子ども家庭支援課]

⑧児童虐待相談体制の強化

- ・虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもについての情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。

[北部・南部児童相談所]

⑨ドメスティック・バイオレンス対策の強化

- ・配偶者等からの暴力防止のための啓発事業を行うとともに、被害に苦しむ女性に対する相談事業を実施します。
- ・市の関係部署や関連施設及び県婦人相談センター、県男女共同参画推進センター、警察、民間シェルターなどと連携しながら、予防から自立までのサポート体制を充実させ、迅速・適切な対応が図れるよう努めます。

[人権政策・男女共同参画課]

(4) ケアラー・ヤングケアラー支援の推進

【基本方針】

すべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、多様な主体と相互に連携を図りながら、悩んでいるケアラーの早期発見やケアラーの負担の軽減や解消に向けた支援を進めます。

【取組の方向性と実施事業】

1. ケアラー・ヤングケアラーの相談支援体制を整備します。

①福祉まるごと相談窓口による相談支援【再掲】

- ・複雑化・複合化した課題を抱えるケアラーに対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行う等、課題解決に向けた支援を実施します。

[生活福祉課、福祉総務課]

②子ども家庭総合支援拠点による相談支援【再掲】

- ・ヤングケアラーをはじめ、支援を必要としている子どもやその家庭に関する相談について、関係機関と連携して必要な支援を実施します。

[子ども家庭支援課]

2. ケアラー支援に対する理解や知識を深めるとともに、必要な情報を届けるための広報・啓発活動を推進します。

①ケアラー・ヤングケアラー啓発事業

- ・ケアラーが活用できる相談窓口や支援策について、市報、市ホームページ、SNS、チラシ、ポスター等の様々な媒体によって、市民、事業者、関係機関等に幅広く周知します。

[福祉総務課]

②家族介護者の周知及び支援体制の充実

- ・家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的として、家族介護者の認知度向上を図る取組などを実施し、行政・市民・民間事業者等が一体となった家族介護者支援環境の整備に取り組みます。

[いきいき長寿推進課]

3. ケアラー支援を担う人材を育成します。

①障害者生活支援センター職員向け研修実施

- ・障害者生活支援センター職員向けにケアラー支援に関する研修を実施します。

[障害支援課]

②地域包括支援センター職員向けの研修実施

- ・地域包括支援センター職員向けにケアラー支援に関する研修を実施します。

[いきいき長寿推進課]

③要保護児童対策地域協議会に関わる職員向けの研修実施

- ・要保護児童対策地域協議会に関わる職員向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。

[子ども家庭支援課]

④学校における教職員、専門職向けの研修実施

- ・教職員、スクールソーシャルワーカー等の専門職向けにヤングケアラー支援に関する研修を実施します。

[総合教育相談室]

4. ケアラーの負担軽減のために、一時的に介護等を提供する取組を推進します。

①在宅重症心身障害児者の家族に対するレスパイトケア事業

- ・医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を介助する家族の精神的及び身体的な負担を軽減するための支援（レスパイト）を促進するため、市内に住所を有する重症心身障害児者を受け入れる事業者に対し、助成金を交付します。

[障害支援課]

②生活支援ショートステイ事業

- ・ケアラーが病気等により介護が困難な場合に、高齢者等を緊急避難的に特別養護老人ホーム等に入所させ介護者の負担を軽減します。

[高齢福祉課]

③子育てヘルパー派遣事業

- 体調不良で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいないなど、妊娠中や産褥期を含め、一定条件を満たす子育て家庭に保護者の在宅時にヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行うことにより、体調不良時における子育て負担の軽減を図ります。また、保健所・保健センターが実施する各種母子保健事業により、虐待予防の視点から把握された養育支援が必要である家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。

[子育て支援政策課]

5. ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるための取組を推進します。

①指定難病医療講演会の開催

- 指定難病受給者とその家族に対して、難病に関する講演会・交流会を実施します。

[疾病予防対策課]

②依存症家族教室の開催

- アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存症に関わる問題を抱えている方のご家族を対象に、依存症に関する正しい知識や適切な対応方法を学ぶなど、家族の回復を支援する依存症教室を開催します。

[こころの健康センター]

③高次脳機能障害「家族教室」の開催

- 高次脳機能障害を抱えた当事者の家族の方が集い、障害に関する症状や対応方法を学ぶとともに、講座や家族間の気持ちの分かち合いを通じて、負担感や孤独感の軽減を図るための家族同士の情報共有の場、高次脳機能障害「家族教室」を開催します。

[障害者更生相談センター]

④ペアレントトレーニング等による支援

- 発達障害児を持つ保護者を対象に、障害児の行動理由を探り対応方法を考え実施することや、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニングを実施します。

[ひまわり学園育成課、療育センターさくら草]

6. ケアラー同士が交流や情報交換できる機会を確保します。

①慢性疾患をもつお子さんと保護者の交流会の開催

- ・小児慢性特定疾病医療給付制度を利用している患者、家族の方を対象に交流会を実施します。

[疾病予防対策課]

②発達障害児者及び家族等支援事業（ペアレントメンター事業）

- ・発達障害のある子どもを育てた親（ペアレントメンター）と最近診断を受けたばかり等で経験の少ない親との交流・相談会等を実施します。

[障害政策課]

③高次脳機能障害「家族教室」の開催【再掲】

- ・高次脳機能障害を抱えた当事者の家族の方が集い、障害に関する症状や対応方法等を学ぶとともに、講座や家族間の気持ちの分かち合いを通じて、負担感や孤独感の軽減を図るための家族同士の情報共有の場、高次脳機能障害「家族教室」を開催します。

[障害者更生相談センター]

④高次脳機能障害「地域相談会」の開催

- ・NPO法人との共催による高次脳機能障害ピアカウンセリング事業として、当事者や家族の方が集う場、高次脳機能障害「地域相談会」を開催します。

[障害者更生相談センター]

⑤介護者サロンの開催

- ・地域包括支援センター主催で、介護者同士の情報交換、悩みごとの相談、介護技術の講習等を行う介護者サロン（認知症カフェを含む）を開催します。

[いきいき長寿推進課]

⑥介護者カフェの開設支援

- ・介護者がほっとひと息つきたい時に立ち寄ることができ、気軽に会話を楽しみ、何もせずにゆったり過ごしてもらえる場所として、多様な運営形式による介護者カフェの開設を支援します。

[いきいき長寿推進課]

⑦若年性認知症の本人・家族交流の場「リンカフェ」の開催

- ・若年性認知症を抱えた当事者の方、家族、支援者が自由につどい過ごせる場「リンカフェ」を開催します。

[いきいき長寿推進課]

7. 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する取組を推進します。

①子どもに対する学習機会と居場所の提供【再掲】

- ・学習や居場所の環境が十分に準備されない生活困窮世帯の子どもが成長し、大人になって再び生活困窮に陥る「貧困の連鎖」を防止するため、小・中学生及び高校生等を対象とした学習支援教室を市内各所に設置し、対象者への参加勧奨やアウトリーチを通じて居場所支援や進学支援等を行います。

[生活福祉課]

②生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援【再掲】

- ・生活困窮者の経済的な自立を図るため、離職や減収した方に対し、福祉まるごと相談窓口とハローワーク（ジョブスポット）の連携によるワンストップ型の就労支援や、同窓口と各区に配置した就労支援員との連携による就労・増収に向けた相談・助言、求人開拓を行います。

[生活福祉課]

③若者自立支援ルームの運営

- ・義務教育終了後から30歳代までの市民を対象に、就業や復学に向け、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を行います。

[青少年育成課]

④就労支援の実施【再掲】

- ・就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、国が行う職業相談・紹介と連携し、働く意欲を持つあらゆる求職者等を対象に、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。

[労働政策課]

⑤地域若者サポートステーションさいたまにおける職業的自立支援の実施

- ・働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの方及びその家族を対象に、国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援を実施します。

[労働政策課]

8. ケアラーの実態やケアラー支援に対するニーズを把握します。

①高齢分野のケアラー実態調査

- ・高齢者のケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。

[いきいき長寿推進課]

②障害分野のケアラー実態調査

- ・ 障害者のケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。

[障害支援課]

③ヤングケアラー実態調査

- ・ 市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象としてヤングケアラーの実態やニーズを把握するための調査を実施します。

[総合教育相談室]

基本目標 3 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

(1) 誰もが暮らしやすい環境づくりの推進

【基本方針】

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において暮らし続けることができるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備や多様なニーズに対応した居住環境づくり、日常生活における移動手段の確保に向けた公共交通の充実などの生活環境の整備を進めます。

【実施事業】

①公共施設のバリアフリー化の推進

- ・だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアルに対応した、公共施設の整備、促進を図ります。

[福祉総務課]

②市民・関係事業者の意識啓発

- ・だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく公共的建築物の整備を促進するため、市民や関係事業者などに対する意識啓発を行います。また、車いす使用者用駐車施設の適正利用や視覚障害者誘導用ブロック上の迷惑駐車防止等についても、意識啓発を推進します。

[福祉総務課]

③だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進

- ・「心のバリアフリー」を啓発するための取組として、障害のある方や福祉関係団体等の協力を得て、市内の小中学校において福祉のまちづくりを地域ぐるみで学び合う「さいたま市福祉のまちづくりモデル地区推進事業」を実施します。

[福祉総務課]

④介護予防住宅の普及促進

- ・生活機能評価を受診した結果、身体機能の低下により要支援・要介護状態となる恐れが高いと診断された高齢者を対象に、居宅の改善をするための経費の全部または一部の補助を行います。

[高齢福祉課]

⑤住宅のバリアフリー化の促進

- ・介護を必要とする高齢者の居住する家庭が、円滑な日常生活を送るため住宅の改修を行う際に、その費用の一部を助成するとともに、改修メニューや事業者情報の提供を行います。
- ・下肢、体幹の肢体不自由の方の自立した生活を支援するため、居室、浴室、便所などの住居の一部を改善する整備費に対して、経費の補助を行います。

[障害支援課]

⑥住まいに関する情報提供の推進

- ・住まいに関する情報や相談先を集約した住宅ガイドを作成し、ホームページ等での周知を図ります。

[住宅政策課]

⑦高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の支援

- ・さいたま市居住支援協議会の構成団体等と連携し、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援します。

[住宅政策課]

⑧セーフティネット住宅の登録の推進

- ・高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、セーフティネット住宅登録制度について、不動産事業者等に周知・啓発を図り、セーフティネット住宅の登録を促進します。

[住宅政策課]

⑨公共交通のバリアフリー化推進

- ・バリアフリー施設の設置が必要な鉄道駅について、事業者と連携を図りながらバリアフリー施設を整備します。
- ・ノンステップバス導入に対する補助を行います。

[交通政策課]

⑩身近な公共交通の充実

- ・コミュニティバス等の新規導入・運行改善について、地域組織への技術的支援、事業者との調整を行います。

[交通政策課]

(2) 自主的な地域防災・防犯活動の推進

【基本方針】

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において安全・安心に暮らせるよう、市民の防災・防犯意識の高揚を図るとともに、地域の自主的な地域防災・防犯活動を進めます。

【実施事業】

①地域と共に取り組む防災対策の推進

- ・的確な避難情報の伝達ができるよう、平時からICTの活用を含めた防災情報収集・伝達体制を整備し、高齢者や障害者などの情報弱者の方にも必要な情報が届くよう各種サービスの周知・啓発を行います。
- ・防災ガイドブックの配布など、防災啓発を実施することで、食料等の備蓄、家具の転倒防止対策、マイ・タイムラインの作成、災害種別に応じた緊急避難場所の認識など、災害時に自分の命を守る行動がとれるよう、市民一人ひとりの防災の理解力向上を促進します。あわせて、新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため、分散避難並びに避難時の衛生用品等の携行を啓発します。
- ・迅速な被災者支援を実現するため、罹災証明書交付に係るシステムの再構築や被災者支援策の周知等を行います。
- ・障害者福祉施設等の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率の向上に向け、周知・啓発を行い、避難時に配慮を要する方の避難体制の確保を進めます。

[防災課、障害支援課]

②防災教育や交通安全対策の推進

- ・防災教育を推進し、児童生徒の災害やによる被害を防止・軽減します。子どもたちが自らの判断で主体的かつ適切に行動し、自分の身を守る「自助」、積極的に地域に貢献する「共助」ができるよう防災教育を推進します。

[健康教育課]

③自主防災組織の育成支援

- ・自主防災組織の育成・強化のため、各種補助金を交付します。
- ・新型コロナウイルス感染症等の流行下における自主防災組織活動の運営指針を整備・周知します。
- ・防災士資格取得補助及び防災アドバイザーの養成をします。
- ・防災アドバイザー活用による地区防災計画策定支援をします。

[防災課]

④防災訓練を通じた災害対応力の更なる強化

- ・九都県市合同防災訓練（さいたま市会場）・防災フェア及び図上訓練を計画、実施します。
- ・各区指定避難所における避難所運営訓練を実施します。
- ・特別な配慮を必要とする要配慮者を受入れる福祉避難所の開設訓練を実施します。

[防災課、福祉総務課]

⑤地域防犯活動の充実

- ・犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、市民防犯意識の高揚を図るとともに、自主的に地域防犯活動を行っている団体に対して、青色防犯パトロール車両の導入経費をはじめ、防犯パトロール等の防犯活動に要する経費の一部を助成し、地域防犯活動を促進します。

[市民生活安全課]

⑥学校安全ネットワークの推進

- ・子どもに対する犯罪を防止・軽減し、通学区域の安全性を向上させます。子どもを不審者による犯罪から守るために、PTA や地域の諸団体と連携しながら、多くの人の目で子どもを見守る「学校安全ネットワーク」を推進し、通学区域全体の安全性を高めていきます。

[健康教育課]

⑦緊急時安心キットの普及促進

- ・「緊急時安心キット」の普及のため、各種イベントや広報用動画等において広報活動を行うとともに、既に活用中の市民に対して利用者情報の更新についても併せて広報を実施します。

[救急課]

成果指標

本計画は、基本理念として、「誰もが生活の場である「地域」において、自分らしく生き生きと健康で安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、その実現に向けて3つの基本目標を設定し、9つの基本施策に対応する事業を進めてまいります。

これらの基本施策の進捗を施策展開の判断材料とするため、基本施策ごとに成果指標を設定します。

基本目標	基本施策	成果指標	現状値	目標値	
				令和8年度	令和11年度
【基本目標1】 誰もが互いに 尊重し合い、支 え合える地域 づくり	地域づくりに向け た意識啓発の推進	地域活動・まちづくりに参 加したいと思う市民の割 合	51.3% (令和3年度)	目標値については、 第2回地域福祉専門 分科会で予定してお ります素案審議まで に作成いたします。	
	地域づくりに向け た人材・担い手育 成の推進	地域活動・まちづくりに参 加したことがある市民の 割合	29.4% (令和3年度)		
	地域づくりに向け た支え合う仕組み の推進	地域の活動や地域での交 流が活発に行われている と感じる市民の割合	52.5% (令和3年度)		
【基本目標2】 市民の暮らし を支える支援 体制づくり	支援につながる体 制の整備	地域からの相談のうち、支 援に結びついた割合等 (検討中)			
	包括的な相談支援 体制の整備	福祉まると相談窓口の 相談者が、必要とする支援 の相談窓口につながった 割合	25.8% (令和4年 2月時点)		
	権利擁護の推進	市内居住者の成年後見制 度利用者数	1,548人 (令和3年)		
	ケアラー・ヤング ケアラー支援の推 進	福祉まると相談窓口 において把握した支援を必 要としているケアラーの うち、適切な支援につな がった割合	—		
子ども家庭総合支援拠点 において把握した支援を 必要としているヤングケ アラーのうち、適切な支援 につながった割合		—			

基本目標	基本施策	成果指標	現状値	目標値	
				令和8年度	令和11年度
【基本目標3】 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり	誰もが暮らしやすい環境づくりの推進	「自らが望む形で生活できている」と答えた障害者等の割合	—	目標値については、第2回地域福祉専門分科会で予定しております素案審議までに作成いたします。	
		誰もが安心して暮らせる住まいが確保されていると感じる市民の割合	71.1% (令和3年度)		
		身近な公共交通や安全な生活道路が整備されていると感じる市民の割合	74.2% (令和3年度)		
	自主的な地域防災・防犯活動の推進	日頃から災害に備えて対策を取っている市民の割合	69.2% (令和3年度)		
		刑法犯認知件数	6,827件 (令和3年)		



生活困窮者自立支援について

1 生活困窮者自立支援に関する背景

我が国では、バブル経済の崩壊以降、構造的な景気低迷が続き、加えて平成 20（2008）年に発生した、世界経済危機（リーマンショック）の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進むなかで社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

これまでは、安定した雇用を土台に「社会保険制度」や「労働保険制度」が第1のセーフティネットとなり、最後のセーフティネットとして「生活保護制度」が暮らしの安心を支えてきました。

しかし、その制度だけでは実際に生活に困窮している者やその可能性が大きい者に対して支援が届かず、制度の狭間に陥り、置き去りになる者も出てくることから、生活保護に至る前の早い段階から支援を行うため、第2のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援法」が平成 27（2015）年4月に施行されました。

本市では生活困窮者自立支援法の施行に併せて、「生活自立・仕事相談センター」を各区役所に設置し、関係機関等と連携を図りながら、生活困窮者の自立に向けて支援を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えた方が急激に増加するとともに、生活自立・仕事相談センターへの相談も急増しました。

そのため、本市では生活困窮者が安心して地域生活を送れるよう、生活困窮者の自立支援方策について、第3期計画において整理することとしました。

2 本市の現状

(1) 生活保護受給者の現状について

平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの保護動向を分析すると被保護世帯数は微増しておりますが、被保護人員数は微減となっております。また、さいたま市全体の人口増により、保護率も年々低下しています。

保護動向の特徴としては、単身世帯の増加及び複数世帯の減少の傾向が見られ、特に高齢者世帯の単身世帯は増加傾向にあります。一方、その他世帯・母子世帯の複数世帯は、減少傾向にあります。これらのことから、世帯数は増加しているものの、人員数は減少という保護動向になっているものと考えられます。

世帯類型別にみても高齢者世帯の世帯数は1.04倍、母子世帯は0.82倍、その他世帯は0.96倍と、雇用情勢の回復を受け稼働可能な者を含む世帯については減少し、高齢者世帯については増加の傾向を辿っています。

(2) 生活困窮者の現状について

生活困窮者自立支援法の施行に併せて、本市では、自立相談支援機関として、平成27（2015）年から「生活自立・仕事相談センター」を各区役所に設置し、経済的な問題による仕事や生活の困りごとの解決に向け、生活困窮者の抱えている相談を受け止め、適切な支援機関につなぐなど取り組んできました。

また、少子高齢化、単身世帯の増加など、家族や地域社会の変容に伴い、地域生活課題は複雑化し、高齢や介護、障害、子育てなど複数の分野にまたがる課題を抱える世帯が増えています。そのような複合化した地域生活課題の解決に向けて、福祉の各分野を超えた包括的な支援の構築を目指し、一部の区役所内にモデル事業として「福祉丸ごと相談センター」を開設し、取り組んできました。

令和4（2022）年6月からは、「生活自立・仕事相談センター」と「福祉丸ごと相談センター」を統合して「福祉まるごと相談窓口」を各区役所に設置し、生活困窮をはじめ、福祉の複合的な課題を抱えている方等の相談を包括的に受け止め、生活困窮者自立支援制度に基づく支援や必要な支援のコーディネートを実施しております。

平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの自立相談支援機関に寄せられた相談状況を分析すると、令和元（2019）年度から急激に増加し、相談内容については、収入や生活費、家賃やローンに関する内容が多くなっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

3 基本的な考え方

本市における生活困窮者の自立支援については、生活困窮者自立支援法の基本理念を踏まえ、生活困窮者の自立の促進を図っていきます。

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

生活困窮者への支援を強化する生活困窮者自立支援制度において、最も重要な目標は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」です。自立の概念には、経済状況をよりよく安定させる「経済的自立」のほか、健康や日常生活をよりよく保持する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、があります。自立という概念を構成する最も重要な要素は自己決定、自己選択です。本人の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いが主役となり、支援者がこれに寄り添いその想いを引き出してこそ効果的な支援を進めることができると考えられます。

また、生活困窮者支援の分野では、生活困窮者の多くが自信や自己肯定感や自尊感情を失い、傷つきやすくなっていることも考慮する必要があります。支援される側と支援する側相互が信頼関係を構築することにより、効果的な支援を進めることが可能となると考えられます。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者が自立に向けた歩みを進めていくには、まずは自己有用感や自尊感情を取り戻すことだけでなく、自分の居場所や役割を発見し、人との「つながり」を実感できることも必要です。生活困窮者の自立を考えるにあたり、居場所やつながりの形成など、地域に向けた取組が必要となるほか、多様で複合的な課題を有する生活困窮者の課題解決のための相応の包括的な支援を用意することが必要です。

生活困窮者の早期発見や見守りのためには、地域のネットワークを強化することも大切であり、公的な制度だけでは対応できない場合には、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要であると考えられます。

生活困窮者自立支援制度では、既存の社会資源を生活困窮者支援という新たな視点でつなぎ直し、不足すれば創造していくという作業を進めていくことが必要となります。生活困窮者への支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、また、これらの活性化を図り、行政、関係機関、地域住民等が協働で、いわば生活困窮者の支援を通じた「地域づくり」に取り組み、生活困窮者の支援に理解のある社会を創造していくことが重要です。

4 主な取組内容

主な取組内容に対応する事業取組については、第4章に掲載しています。

(1) 自立相談支援事業

各区役所に設置している福祉まるごと相談窓口では、相談支援員がお困りの内容をお聞きし、どうしたら解決できるか、解決のためにどういった支援が必要か、一緒に考え、具体的なプランを策定します。

ご本人の状況に応じ、必要な支援を組み合わせ、目標の実現に向けたご本人の活動を相談支援員が支援していきます。

また、すぐに仕事に就くことを目指す方には、この自立相談支援の一環として、ハローワークと連携した求職活動の支援等を行います。

(2) 住宅確保給付金

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った、又は失うおそれの高い方に、求職活動等を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

(3) 就労準備支援事業

就職を目指しているものの、「しばらく仕事から離れている」など、すぐに仕事を始めることに不安がある方に、プログラムに沿って、ビジネスマナーの習得やパソコン操作のスキルの向上など就労に必要な基礎能力の向上のための支援を行います。

(4) 就労訓練事業

すぐに一般企業等で働くことが難しい方を対象に、訓練として、就労体験や、支援付きの雇用を提供します。

利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施します。

(5) 家計改善支援事業

家計改善支援員が、家計に関する問題（収入の不足や一時的な支出、多重・過剰な債務、公共料金等の滞納など）についてのご相談を受けます。

家計表やキャッシュフロー表などを作成することで家計を「見える化」し、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援などを「家計再生プラン」にまとめます。

当面の家計の問題を解決しながら、再び同じ問題が起きないように、ご本人が自らの力で家計を管理できるようになることを目指して支援していきます。

(6) 一時生活支援事業

一定の住居を持たず、経済的にもお困りの方で、今後、就労等により安定した生活を送ることを目指す方に対し、一時的な生活の場として宿泊場所の提供などの生活支援を行います。

(7) 生活保護等居宅移行・地域生活復帰定着支援事業

無料低額宿泊所等に入居し、又は安定した居所を持たない生活保護受給者等の地域定着を図るため、アパート等の確保の支援及び転居後の生活支援を実施するとともにホームレス巡回相談を実施します。

(8) 学習支援事業

市内で開催している学習支援教室において、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

今後のスケジュールについて

	事務局	地域福祉専門分科会	その他
R4. 6	素案作成		
R4. 7		素案審議	
R4. 8	素案策定		
R4. 9			素案 市議会報告
R4. 10			パブリック・コメント実施
R4. 11	計画案作成		
R4. 12		計画案審議	
R5. 1~2	計画案策定		
R5. 3	計画公表		パブリック・コメント公表